

平成 30 年度

第 17 回総務経済常任委員会会議録
第 7 回総務経済分科会会議録

平成 30 年 12 月 6 日

宍 粟 市 議 会

平成30年度第17回総務経済常任委員会会議録

日 時 平成30年12月6日（木曜日）

場 所 宍粟市役所503会議室

開 会 12月6日 午前9時08分

次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査・協議事項

◆第82回宍粟市議会定例会付託案件審査及び所管事務調査

（企画総務部）

- ①第104号議案 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- ②第110号議案 宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
- ③第112号議案 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
- ④宍粟市人口ビジョンと地域創生総合戦略に関する事項について
 - ・波賀生活圏の拠点づくり委員会便り
- ⑤その他報告事項
 - ・宍粟市暮らしのガイドブックについて
 - ・平成31年度～平成33年度総合計画実施計画について
 - ・市有地の売却について

（まちづくり推進部）

- ①第105号議案 宍粟市集落センター条例の一部改正について
- ②第113号議案 市有財産の処分について
- ③第114号議案 市有財産の処分について
- ④公共交通の利用促進に関する事項について
 - ・公共交通について
- ⑤地域おこし協力隊に関する事項について
 - ・地域おこし協力隊について

⑥その他報告事項

- ・人権文化をすすめる学習会について
- ・平成30年度年末特別警戒督励について

(産業部)

①第 107号議案 宍粟市農業共済条例の一部改正について

②第 111号議案 ばんしゅう戸倉スキー場等に係る指定管理者の指定について

③第 115号議案 平成30年度宍粟市農業共済事業に係る家畜共済割の賦課単価の変更について

④観光施策に関する事項について

- ・播磨いちのみや株式会社の状況について
- ・道の駅の運営アドバイスについて
- ・東山で実施した森林セラピーの実績について

⑤その他報告事項

- ・宍粟わくわくステーションの利用実績について
- ・平成30年7月豪雨災害の対応について

(建設部)

①第 116号議案 市道路線の認定について

②上下水道施設の長寿命化に関する事項について

- ・下水道施設（農業集落排水施設）関係に係る契約状況について

◆第82回宍粟市議会定例会付託案件討論及び採決

4. その他

- ・継続調査事項の協議
- ・その他
- ・委員会（1月）の開催について

5. 閉会

出席委員

委員長	飯田吉則	副委員長	田中一郎
委員	津田晃伸	委員	東豊俊
〃	大久保陽一	〃	田中孝幸
〃	西本諭		
議長	実友勉		

出席説明員

(企画総務部)

企画総務部長	坂根雅彦	企画総務部次長	水口浩也
企画総務部次長	砂町隆之	秘書広報課長	三木義彦
総務課長	安井洋子	財務課長	堀秀亘
地域創生課副課長	藤原慎一郎	総務課係長	恵美康行

(まちづくり推進部)

まちづくり推進部長	富田健次	まちづくり推進部次長	樽本勝弘
まちづくり推進部次長	大田敦子	市民協働課長	小河秀義
人権推進課長	西田征博	消防防災課長	田村純司
市民協働課副課長	岩蒨貴裕	市民協働課副課長兼スポーツ推進室長	石垣統久
人権推進課副課長兼総合相談係長	柴原宏二		

(産業部・農業委員会)

産業部長	名畑浩一	農業委員会事務局長	西村吉一
産業部次長兼農地整備課長	祐谷佳孝	産業部次長兼地域産業課長	田路仁
農業振興課長	宮本雅博	ひと・はたらく課長	西岡公敬
まち・にぎわい課長	西川晋也	しそ森林王国観光協会課長	菅野達哉
地域産業課副課長	村上正樹		

(建設部)

建設部長	花井一郎	建設部次長	寺田美喜也
建設部次長兼水道管理課長	太中豊和	建設部次長兼地域建設課長	井口靖規
建設部次長兼土地対策課長	榎木隆	建設課長	谷口宗男
都市整備課長	田中藤夫	上下水道課長	坂井高誉
地域建設課副課長	田路賀之		

事務局

係 長 岸 元 秀 高

(午前 9時08分 開会)

○飯田委員長 続きまして、総務経済常任委員会を開会します。

まず、付託案件、第104号議案、宍粟市一般職職員の給与に関する条例の一部改正についてから進めさせていただきたいと思います。

これについて何か御説明ありましたらお願いします。

安井課長。

○安井総務課長 失礼します。今回第104号議案ということで、一般職の給与に関する条例の一部改正を上程させていただいております。

内容につきましては、資料の1ページから3ページになりますが、1ページには、今回人事院勧告に基づき、国家公務員の給与法の改正の内容につきまして記載しております。本市においては、一般職の給与については人事院に準拠するというのでこれまで進めてきておりますので、ボーナスの部分について一般職員を0.05月引き上げるといったような内容を上げさせていただいております。

それから、給料につきましては、1番のところにあります。初任給については1,500円の引き上げ、若年層についてはおおむね1,000円程度の引き上げ、それ以上の職員につきましてはおおむね400円の引き上げ額となっております。

2ページ、3ページには今回人事院から給与勧告がなされました概要をつけさせていただきます。

それに伴い、総合病院のほうの宿日直手当ということで、医師ですとか、あとは特殊な業務を行う職員の宿日直手当の引き上げがありましたので、その分についても今回条例に盛り込んでおります。

今回の条例改正の内容はおおむね以上のおりです。よろしく願いいたします。

○飯田委員長 104号議案についての説明は終わりました。これについて何か御質問ございますか。

津田委員。

○津田委員 済みません、この若年層というと何歳までを示すんですか。

○飯田委員長 安井課長。

○安井総務課長 おおむね1,000円の引き上げがありましたのは、1級のみですので、主事級なので、30歳までぐらいがおおむね1,000円程度の引き上げとなっております。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 この給与改定、正直いろんな、私どもも市民の方からいろいろ話をされ

るんですけども、実際この査定が本当にこのままの人事院勧告の査定でいいのかという話とか、いろいろ受けるわけなんですよ。その中で、正直、民間で働いている人からしたらこれは高いのか低いのか。実際この査定のまま、職員さんで退職する方ってどうなんだろうなど。この現状の給与システムの中で、職員の人って皆さん満足されて働かれてるのかなというのが、離職率とか実際どうなんだろうなどと思ってね、それちょっと気になったんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○飯田委員長 安井課長。

○安井総務課長 若い職員では給料が低いからとか、そういったことで退職をされるということは、これまではそんなになかったかと思います。ただ、やはり年齢が上がるにつれて、現在の55歳以上は昇級停止になっておりますし、県内ほかの市では全て給料表が7級制というところがあるんですが、宍粟市だけは6級制でとまっております、次長級、部長級については非常に厳しい給料体系になっているのかなと思います。若い職員ではそんなに給与が安いからということで退職をしていったような職員はないかと思っております。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 なるほど、じゃあ退職されるのは結構年配の方が退職されるんですか。

○飯田委員長 安井課長。

○安井総務課長 どう言いますか、本人の都合による自主退職は、家庭の事情等で若い職員の方も中にはおられますが、ここ数年たくさん退職されている方については、定年プラスおおむね50歳以上の方が多いかと思います。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 去年この話でいろいろ言ったんですけども、実際本当にこのシステムで若い職員さんとかがやる気を出して、ずっと宍粟市のために頑張ろうという、そういう仕組みになってるのかなというところが僕はすごい気になる部分ではあるんです。やっぱりなかなかその、民間と違って難しいところはあるとは思いますが、そういう仕組みづくりっていうのは今のところ市ではどういうふうに、査定の基準なんかは我々ちょっとわからないんですけども、実際今の皆さんが満足して働かれてるのであればいいとは思いますが、やっぱりそこで、これだけ頑張ったらこういうふうになるんだとか、そういう仕組みづくりっていうのは今後何か、今のまま人事院勧告に合わせるんだとか、それとも今後何か検討されてることがあるのかどうか、その辺ちょっとお聞かせいただいてもよろしいですか。

○飯田委員長 安井課長。

○安井総務課長 非常にありがたいお言葉なんですけど、若い職員が、頑張った職員がしっかり報われるようにということで、できるだけ昇給ですとか勤勉手当の率に反映ができるようにということで、現在人事評価制度を少しでも早く、そういった制度に反映ができるようにということで進めております。ただ、職員組合のほうからは、できるだけ昇給ですとか勤勉手当のほうへの反映はしないしてほしいというような申し入れもありまして、そのあたりが、これから調整をしながら、もう少し人事評価制度がしっかりと、評価目線の統一ですとか、その辺を図りながら、少しでも早く反映していきたいというふうにこちらとしては考えております。

以上です。

○飯田委員長 ほかに何か。

○田中一郎副委員長 飯田委員。

○飯田委員 今、課長のほうから、そういう方向で進めたいけども、職員組合との調整の中でなかなかということだったんですけども、やはりいろんな意味で職員組合との関係というものをもうちょっと見直しなんだらできないという部分があったりすると思うんで、今、ヤミ専従とかいうことで神戸市がいろいろとあってるんですけども、そういうこともなく、きちっと当局と職員との対応、その辺がきちっとできるように努力していただいて、やっぱり先ほど言われた、津田委員が言う、働いたら働いただけの還元があるというんですか、そういう評価ができるという状況をきちんと整えていただくということが本当に職員の士気にかかわってくると思うんで、やはりその辺は何とかお願いしたいなと思います。部長、いかがですか。

○坂根企画総務部長 ありがとうございます。今、職員組合との関係はおおむね良好な関係を築けているのかなというふうに思っております。おっしゃっていただいたように、職員のモチベーションというものについては、常に上げていかなければ市民の皆さんの期待に応えられないというところがあるので、そのことについては我々の永遠のテーマということになっています。

そういうことで、先ほど津田委員さんのほうからおっしゃっていただいた、頑張っただけという部分については、なかなかこういう職種では表現しにくいというところがあって、争議権の剥奪とか、法律上そういうことがありますので、人事院勧告に基づいて準拠するというようなことにこれまで我々のような小さな市町については続けてきておると。

ただ、近隣、さっき課長が申しましたように、近隣、県下では7級立て、市においては宍粟市だけと。隣のたつの市は8級を昨年入れられたというところで、ちょ

っとそのあたりもにらみながらまた議論をさせていただきたいなと思うんですが、タイミングということもありますので、これは今後の課題ということにしておきたいなと思っております。いずれにしても、職員のモチベーションが落ちないような取り組みを努めていきたいと思っております。

○飯田委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 では、104号議案についての審査は終わりたいと思っております。

それでは、2番目の第110号議案、宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について審査したいと思います。

これについて何か説明を。

安井課長。

○安井総務課長 失礼します。こちらについては今回資料のほうはつけさせていただいておりませんが、前回のこちらの委員会では説明をさせていただいたとおり、市議会議員の方の分についてもビラの交付の対象にしていくということで、条例のほうを今回上程をさせていただいております。選挙委員会のほうでも既に承認をいただいております、今回の上程とさせていただきます。次回の市議会議員の選挙から対象とさせていただきますと思っております。

以上です。

○飯田委員長 説明は終わりました。これについて何か質問ございましたら、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 ないようですので、続きまして、第112号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止についてを審査したいと思います。

堀課長。

○堀財務課長 それでは、第112号議案につきまして御説明いたします。

今回使用権を廃止しようとする箇所なんですけれども、議案のほうに示しておりますとおり、波賀町の小野自治会の縁故使用地である宍粟市波賀町小野字上城627番の1、627番の26、627番の28の合わせて5,442.52平方メートルとなります。

場所についてなんですけれども、本日資料でつけておりますとおりになるんですけど、右側が小野自治会になりまして、それからしそ自立の家の上流部分に新設の堰堤を建設するところで使用権を廃止するということとなります。

今回の使用権の廃止については、国土交通省から委託を受けている兵庫県が小野

川災害関連緊急砂防事業工事により砂防堰堤を設置することに伴い、国土交通省に売却する必要が生じたため、廃止するものでございます。

説明は以上になります。

○飯田委員長 説明は終わりました。この件について何か御質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 ないようですので、この件について、112号について終わりたいと思います。

それでは、継続調査事項についてお願いしたいと思います。

【継続調査及び報告事項を実施】

○飯田委員長 特にないようでしたら、これで企画総務部の審査を終わりたいと思います。ありがとうございました。暫時休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時48分再開

○飯田委員長 再開します。それでは、分科会を休憩して、総務経済常任委員会、まちづくり推進部の審査のほうに移りたいと思いますので、よろしく申し上げます。部長。

○富田まちづくり推進部長 それでは、総務経済常任委員会の分科会に引き続いての付託案件審査及び事務調査となりますが、よろしくお願いいたします。

○飯田委員長 1件ずつお願いします。

○富田まちづくり推進部長 それでは、付託案件の第105号議案、宍粟市集落センター条例の一部改正につきまして御説明をさせていただきます。

宍粟市集落センターは山崎町域に6施設、一宮町域に4施設の計10施設がございます。それぞれ旧町で設置、整備されたもので、今回の条例改正の対象となる河東ふれあいセンターは平成5年3月に、戸原ふれあいセンターは平成7年3月に整備され、旧小学校区域の地域活動並びに地元自治会活動の拠点として活用されてまいりました。

この集落センターにつきましては、平成23年3月に策定されました宍粟市第2次行政改革大綱に、民間活力の活用ということで、将来的には公の施設としての位置づけから外すと示されたことを踏まえまして、自治会施設としての管理と活用につ

いて関係自治会との協議を進めてまいりました。そして、このたび河東ふれあいセンターにつきましては山崎町神谷自治会と、戸原ふれあいセンターにつきましては山崎町宇原自治会と地元譲渡を行うことで協議が調い、施設の改修工事も完了しましたことから、二つの施設の用途を廃止するものでございます。

関連いたしまして、本日の資料として、1ページに先般10月12日の第13回総務経済常任委員会に提出いたしました宍粟市集落センター（コミュニティセンター）の移譲についてとした資料を、2ページには河東ふれあいセンターの位置図、3から5ページは今般の施設改修後の写真、6から8ページには河東ふれあいセンターの竣工時の資料、9ページには戸原ふれあいセンターの位置図、10から11ページは施設改修後の写真を、12から14ページは戸原ふれあいセンターの当時の竣工時の資料をつけさせていただいております。よろしく願いいたします。

- 飯田委員長 説明が終わりました。この件について質問ございませんか。
- 田中一郎副委員長 飯田委員。
- 飯田委員 今回の議案質疑のときに、避難所の指定がある建物についてはどういう対応かということで、地元と協議の上ということだったんやけど、方針としてはどういふ方針なんでしょう。市のほうとしては。
- 田中一郎副委員長 富田部長。
- 富田まちづくり推進部長 議案質疑のときにも答弁をさせていただいたんですが、今般の豪雨災害、それからその後各地域ごとにミーティングをさせていただいて、市民の皆さんからいろいろと御意見をいただいていることを踏まえまして、今後、避難所のあり方というんですか、そういったものを内部で協議をして詰めていくこととなりますが、その際には地元の意見等もお聞きしながらということになるんですが、今、具体的に、ではこのセンターについてはどうするということについてはまだ定まってないということで、今後その部分についてはしっかりと方針を出して、また地元との協議を進めていきたいというふうに思っております。
- 田中一郎副委員長 飯田委員。
- 飯田委員 今のお答え、今回のこの議案と全然関係ないとなるんですけども、残りの一宮北部、一宮の中のセンターというものについても、結局避難所指定があるわけですね。ところが、地元のほうとしては維持できないということで廃止の方向ということになってますよね。こういうことについての避難所の対応をどういふふうにしていくかということについても、今、部長おっしゃったように、今からということになるということなんですか。

○田中一郎副委員長 富田部長。

○富田まちづくり推進部長 これからの協議、調整ということにはなると思うんですが、一つには、このセンター、譲渡とか地元活用ということで投げかけをさせていただいて、いやもう要らないよということになりますと、一つの方針としては、施設の取り壊しというようなことになろうかと思えます。建物が取り壊しになりますと、そもそも避難所としての運営はできなくなるということもございますので、そういったことも含めて、今後協議、調整をさせていただきたいというふうに思っております。

○飯田委員長 大久保委員。

○大久保委員 この集落センター等の地元自治会への譲渡が進んでいくというのは、市の持っている財産を集約していくという、たくさんあり過ぎたから集約していくという大きな流れの中で進んでいっているということは十分わかるんですけども、例えば姫路市とかでしたら、やはり小学校区に一つ公民館という、住民と行政との接点になる公共施設がある。宍粟市がこの公共施設を減らしていくことで、住民と行政、市との接点的なものが希薄になっていくいうんか、例えば今の、今度つくられる協働センターとかが新たにできるにしても、もう少し細部的なところの住民との接点が弱くなるということ懸念するんです。

それで、行政がいろいろな事業をやる時はそこから借り上げるという形をとられるんだろうとは思いますが、住民と行政の接点が弱くなっていくということに対しては、部としてはどういうふうにお考えですか。

○飯田委員長 富田部長。

○富田まちづくり推進部長 活動拠点という部分があるかもわかりませんが、おおむねそれぞれ自治会館とか公民館とかございます。そういったところを活用させていただいて、この施設がなくなったとしてもこれまでと変わらず、できればこれまで以上に地元と接点を持たせていただいて、地域づくり活動とか、それから地元からの悩み相談とか、そういったことについても十分対応していくような、そういう体制で臨みたいというふうに思っております。

○飯田委員長 ほかに何か。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 ないようでしたら、次の113号議案、114号議案は内容的には同じようなものなので、続けてお願いします。

富田部長。

○富田まちづくり推進部長 それでは、委員会付託となりました113号議案及び114号議案の市有財産の処分について御説明をさせていただきます。

先ほどとかぶるところがあるんですが、河東ふれあいセンターにつきましては山崎町神谷自治会と、戸原ふれあいセンターについては山崎町宇原自治会と地元譲渡に係る協議を行ってまいりまして、それぞれ自治会として地元譲渡と、譲渡後におきます施設等の自主的な管理運営についての決定がなされたとともに、今般それぞれ施設の改修が完了したことから、関係する土地と建物をそれぞれ両自治会に無償譲渡いたしたく、関連議案を上程したものでございます。

河東ふれあいセンターについては、土地の所在地は宍粟市山崎町神谷字戒現行396番2、土地の面積は1,000平方メートルで、地目は宅地でございます。建物の構造は鉄骨造2階建て、延べ床面積は500.96平方メートルです。譲渡の相手方は神谷自治会自治会長立花雅之さんです。譲渡の時期は平成31年3月31日としてございます。

次に、戸原ふれあいセンターにつきましては、土地の所在地は宍粟市山崎町宇原字東中村畑716番、面積は1,297平方メートル、地目は宅地でございます。建物の構造は鉄骨造2階建て、延べ床面積は491.59平方メートルです。譲渡の相手方は宇原自治会自治会長塚本哲夫様です。譲渡の時期は平成31年3月31日ということで、それぞれ議案のほうにも上げさせていただいている内容でございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○飯田委員長 説明は終わりました。この件につきまして何か御質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 特にないようですので、これで付託案件の審査を終わりたいと思います。

続きまして、2番の継続調査事項に移りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【継続調査及び報告事項を実施】

○飯田委員長 ないようでしたら、これでまちづくり推進部の審査を終わりたいと思います。御苦労さんでした。暫時休憩します。

午前11時43分休憩

午後 1時58分再開

○飯田委員長 再開します。続きまして、総務経済常任委員会のほうに移ります。

それでは、付託案件の第107号議案の説明をお願いいたします。

宮本課長。

○宮本農業振興課長 失礼します。それでは、107号議案の宍粟市農業共済条例の一部を改正することについて説明させていただきたいと思います。

お手元の資料の1ページ、2ページになります。

以前なんですけど、農業災害補償法が農業保険法に改正されたということに伴いまして、たしか平成30年の6月5日の委員会なんですけど、条例の一部改正につきまして御審議していただきました。その中での農林水産省の国のほうの模範条例というのがありまして、それにつきまして出たから各関係者は6月をめどに全面改正に向けて働いてくださいということを受けまして、当市も6月に提案させていただきました。上げさせていただいたわけなんですけど、今回その6月を受けた後にですが、6月から9月の間に農林水産省のほうの模範条例で訂正がございました。その中で、いっぱい新旧対照表をつけさせてもらっておるんですけど、示された模範条例の中での文言、例えば条と書いてあるところを項に直してくれとか、小さな部分がたくさん発生したという関係で、変更にさせてもらっております。

そして、見ていただいた県の農林経済課より家畜共済の関係で、51条の2というところの部分なんですけど、部分と、園芸共済の110条の2というところで共済事故の一部除外というところがあるんですけど、そのところにつきまして今回追加条文として入れさせてもらっているんです。というのは、この部分につきましては、宍粟市としては模範条例の中でも市の単独として共済事故の一部除外というのをなくして、全ての申請があったら、全てという言い方は変なんですけど、共済事故があれば何らかの形で見たいなということで、この項目を入れておらんかったんですけど、今回県のほうが再度チェックをしていただいた中で、あえて農家さんが判断するところから言えば、それが市が勝手に模範条例から外すのはおかしいよという御指摘を受けましたので、この点につきまして、第51条の2の中の家畜共済の部分と、2ページ目になるんですけど、園芸共済の追加部分ということで、同じく共済事故の一部除外というのを追加させてもらったという形になっております。

説明については以上でございます。

○飯田委員長 この件について何か御質問。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 ないようでしたら、2番、第111号議案、ばんしゅう戸倉スキー場に
係る指定管理者の指定についてお願いします。

西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 それでは、111号議案、ばんしゅう戸倉スキー場等に
係る指定管理者について、資料の3ページ、4ページずっとまたがりまして、10ペー
ジまで資料添付させていただいております。どうぞよろしくお願いたします。

このたび指定管理の戸倉スキー場、くるみの里、音水湖カヌー競技場が平成31年
の3月末で指定管理期間が満了するというところで、更新に向けて協議を進めており
ました。今年のゴールデンウィーク終わった後、更新をまず現管理者の代表のマッ
クアースさんとお話をする中で、次期の更新についてどのような、戸倉スキー場
についてお考えでしょうかというところから始めさせていただきました。

資料の4ページがこの戸倉スキー場のマックアースさんが担っていただいたとこ
ろで、平成29年決算まで御案内させていただいておるんですが、平成27年、平成28
年、平成29年の決算の一番下の収益をごらんいただきたいんですが、平成27年決算
がマイナス3,500万余り、平成28年決算が400万余り、そして平成29年決算が約
1,000万弱ということで、3期連続赤字です。

協議につきまして、一番冒頭で、まず指定管理はお断りをさせていただきたいと
いうところからスタートしました。何とかこの話をまとめる必要があるというの
は、やはり宍粟市の北部の観光地で多くの方がお越しになって、そしてまた南へ帰
っていただくところで、いろんなどころのお店を寄っていただくこととかがござい
ます。何とかマックアースさんとのお話をまとめていきたいというところでさせ
ていただきました。というのが、日本トップクラスのスキー場の運営の事業者でござ
います。現在でも26施設担っていただいている。そしていろんなレジャー施設の運
営もなされていると。そして、ちくさ高原と砥峰のスキー場との連携もしていただ
いているということで、他の指定管理者を公募することは現状ではなかなか難しい
と。トップクラスのマックアースさんとしっかり話をしながら、連携していただく
ことで、宍粟市の北部の活性化をなし遂げたいということで、手続につきましては、
非公募の指定というところで今回整理をさせていただいたところがございます。

その条件をまとめる中でも、先ほど4ページ見ていただいたとおり、じゃあどの
ような条件をクリアすれば担っていただけるかというところを整理しました。3ペ
ージの6番ですね。赤字補てん負担金のところがございます。平成27年決算のとこ
ろが3,500万円という、これは日本全国的に赤字、スキー場では雪不足、非常に暖

冬な状況で、全国赤字経営でございました。こういった実績もございますので、そこを上限として、市として赤字補填をさせていただくということで、じゃあその条件であればマックアースさんの会社の役員会で一定承認されるであろうということで調整をいただきまして、今回この条件で一つ整理をさせていただいております。

ただ宍粟市が一定そういった補填をすることの一方では、収益が出たときには、5番の指定納付金でございますが、今現在スキー場で黒字が発生すれば20%の指定納付金をいただいております。一定のそういった市のほうも補填をするという覚悟もございますので、収益につきましては50%までいただきたいというところで、その点も今回変更しております。

そして、指定管理期間の3番でございますが、3期連続の赤字の中で、マックアースさんは基本的に宍粟市に貢献していきたいと。決して逃げることは考えておりませんと。ただ、一番最初にも、私、平成21年にも当時、企画総務部長と一緒にやってこの指定、戸倉スキー場が二度も公募してもいらっしやらない中で、元市長のトップセールスの中で、そして何とか坂根部長と一緒に動かさせていただいて、マックアースさんという方を見つけたという状況で、そのときも、やはり今後進めていきたいんですけども、最初から長期間はなかなか難しいというお話もいただいております。まずは3年クリアをしていただいて、そして長期的なビジョンを持っていきましょうというところで、今回の3年というところを整理をさせていただいております。

そして、指定管理料でございますが、そういったところではんしゅう戸倉スキー場につきましては指定管理料は無料と、そしてくるみの里につきましても従前のおり無料という整理をしております。ただ、音水湖カヌー競技場につきましては、一定の使用料をもって経費に充てておりますが、住民の皆さんに、多くの方に使わせていただくということで、使用料でもって経費を賄うという施設ではございませんので、240万円の指定管理料を今お支払いをしております。今回のことにつきましても、240万円を指定管理料の上限として平成31年度やっていきたいと、そんなようなところで協議を進めているところでございます。

111号議案、はんしゅう戸倉スキー場等に係る指定管理について、説明のほう以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○飯田委員長 説明は終わりました。これにつきましても論点整理が出ておりますので、それに沿って質問をさせていただきたいと思っております。

まず、グローバルのほうから出ておるんですけども、公募についてですけども、

先ほど課長のほうから説明がございました。戸倉スキー場の現状を見ると、そこを引き受けて黒字化していこうという企業があらわれるかどうかという、まずなかろうという判断の中で、現実に関までしてきていただいたところをお願いするしかないという形での、公募じゃなしに、進めたという状況、それがよかったか悪かったか私にも判断しかねますけども、実際受けていただいて、きちっとやっていければ、それも間違いではないとは思いますが、この審査会の中でそれに対しての何か意見とかはなかったでしょうか。公募をしないという状況の中で。

○田中一郎副委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 まず、原則では公募というところがありますので、その点は審議会のほうでも常にそのことは言われております。ただ、今回の案件につきましては、一定マックアースさんというノウハウを持たれた方が、じゃあしないと、じゃあ公募で実際に、現状の中で手を挙げられる方が本当にあるだろうかということも御理解をいただきましたので、一定今回のマックアースさんにやっていただくと。そして、先ほど申し上げましたように、ちくさ高原と砥峰との連携することで、今、戸倉スキー場のメリットも非常にございます。そのメリットを有効にさせていただくにも、現状の中でこのエリアを面と考えた中では、マックアースさんが適任ということで御判断いただいている状況でございました。

以上です。

○田中一郎副委員長 飯田委員。

○飯田委員 次にですけれども、審議会の中でのそれについてあったかどうかということなんですけど、今回までの指定管理には結局MONグループという形で、3者合同でのあれだったと思うんですけれども、今回はマックアースさん単独という形やというふうに思うんですけれども、それについて、マックアースさんはスキー場とかについてはあれだと思うんですけれども、ほかのことについてのことで、審査会の中で何かそういうあれがなかったでしょうか。

○田中一郎副委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 審議会の中でもなぜ3社から1社になったのかという御質問がありました。今の状況では、それぞれの部門でそれぞれのノウハウを持ってやっていただいておりますということやったんですが、それぞれの施設を横断的に、例えばカヌー競技場が一定閉まった後に、スキー場にまた行っていただくということが実際あるんですが、ただ、違う会社から違う会社にまた行っていただくということで、非常に人的な交流も難しく、もっと一つの会社で従業員が機動的に動くこと

ができるのになというところを非常に感じられたそうです。

そして、また備品とか、こういう同じアウトドア系の施設でございますので、共通して備品とかの連携することが1社であれば可能だが、今の現状の中では非常に非効率であったということで、人的なところと、そういった備品的なところも一つ、この現状を解消することで、1社ですること非常に効率上がるということで今回の御提案をいただいたところでございます。

○田中一郎副委員長 飯田委員。

○飯田委員 ということは、3社の合同体というものについては今年度をもって解消するというを前提に、次の募集に手を挙げていただいたという形で理解してええんですね。

○田中一郎副委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 まず、こちらから決めつけではなくて、どのような形が一番次の施設を三位一体でやっていただけることがどのような考えをお持ちですかというところでお話をさせていただきまして、1社ですることがより効率的で、宍粟市に恩恵というか、宍粟市の施設を使う中で利用者にとってサービスの提供が向上できるということで今回提案をいただいたところでございます。

○田中一郎副委員長 飯田委員。

○飯田委員 この期間についてですけれども、もともとこういう指定管理というのは5年であったものだというふうに理解しておるんですけども、3年になっているということについては、どういうことからそういう形に。

○田中一郎副委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 企画総務部で、それぞれの所管のところで指定管理業務がなされているので、総括の事務局としては企画総務部の地域創生課が担っていただいておりますが、一定ルールというか、原則では5年を一つ目安にしていこうというところでの指定管理期間業務があります。ただ、それぞれの事情によってそれぞれの施設の協議の中で一定の5年というところはあるんですが、それに5年に、絶対的な5年というわけではないので、今回の協議調った年数を提案するというところで、今回3年の提案をさせていただいているところでございます。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 宍志の会からも出させてもらってたんですけど、先ほどの説明で理解はできました。ちょっと別の形で、これ実際マックアースさん3年連続赤字続いてますよね。その中で今回また受けるに当たって、その中で例えば、この3年間もそう

なんですけども、ここをもっとこうしたらよくなるのにとか、そういう提案というのは今までなかったんですかね。

○飯田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 現状非常に、スキーをされる方にとってはやっぱりどちらかというと上級者向けの施設であるということの中で、なかなか集客も、お子さんを対象として、ファミリー層を対象として集めていくことには、やはりちくさ高原のスキー場が、ゲレンデの状況とかありますので、向いているというところで、何とか、じゃあ戸倉スキー場はどのような集客力をしていくかというところでは、まず、これからなんですけども、ソフト的なところで、マックアースさんのほうが今、例えば神戸のポートアイランドにある動物園のほうと連携したりとか、神戸の六甲山のスキー場との連携とかいうことで、こちらのほうの、そういった他の業種の連携を念頭に入れてPRをしっかりとこれからしていくということも聞いております。それで、そういった方を対象に、戸倉スキー場であったり、またちくさスキー場であったりという御案内をしていくと。

そして、来場者がふえていけば、施設の整備も検討していった方がいいのではないかと。ただ、今の中でなかなか施設整備をしっかりとやっていくというのは、現状まだ早いというか、まずは集客力を高めていくというソフト的なところでまずはしていきたいということで、その点をこれから連携してやっていきたいと思っております。

以上です。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 これ非常に難しい部分はあると思うんですよ。実際集客したところで、こんなところだったら二度と来んぞという可能性もあるんですよね。せっかく遠くから来てもらった方が、これはちょっと家族向けじゃないなとか。正直本当に今やっぱり子どもたちが当然一番、振子沢のゲレンデなんて、やっぱりなかなか滑れないという部分で、あそこの部分も根本的な部分を変えていかないと、どちらかというと市内の人たち、特にお子さん連れなんかはほとんどちくさのほう流れてしまってるんですよね。特に、ボード人口とかもふえてきてますんで、いきなりあの斜面見たらという部分もあると思うんですよ。

だから、そうなってくるとやっぱり、マックアースさんがそういうところでPRもして集客をとるという部分も考えられてると思うんですけども、やっぱり本当に、戸倉のスキー場を今後生かしていくのであれば、根本的な部分の改善、ゲレンデの中

をちょっといじったりですとか、斜面の傾斜を変えるとか、そういったことも考えていかないと、実際子どものスキー教室とか、市内の行ってますけども、やはり振り子沢のところはリフトでおりるとかいう形になってしまってるんで、何かちょっと変えていかないと、今後ちょっとどうも人が入っていくような流れにならないんじゃないかなと思うんですけども。

○飯田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 マックアースさんの専門的などころでお話しすると、やっぱり差別化をある意味図っていくと。ちくさがよりグレンデがなるい状態で、さらにちくさのほうファミリー層が多いということ、そして戸倉スキー場については、4ページか、収支のところを見ていただいたとおり、2万6,000人からお客さんが来ていただいております状況で、やはり上級者向けのスキー場ということと、国道29号線をずっとスキー場に入れるというのは、これもまた全国の中でもアクセスのところでは非常に有利な施設ということで、逆にそういった点をPRをしていくということで、何とか生き残りをかけていく部分と、これは余談の話であったんですが、例えば小さなお子さんを、例えば保育士の方が見てもらうとか、お父さんお母さんはしっかり滑ってもらうとか、そんなことで差別化を図っていくことが一つ、戸倉スキー場の生き残りの一つの例ですかねということもおっしゃってましたんで、まず今のグレンデをどう使うかというところでPRをしていく方向でまずは考えていきたいと、そのように思っております。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 なかなか先行投資もかかる部分なんで、難しい部分もあるとは思いますが、それであれば、例えば夏場の利用であったりとか、そういったところも考えて、やっぱりまず知ってもらう、来てもらうということを考えて、ちょっとその辺で考えていかないと、今どちらかというとなかなか我々も子育て世代の方たちとさあ行こうかとなったときに、なかなか戸倉に行こうという話はなかなか出ないんですね。上級者向けという部分で、本当にスキーの人口が若干ちょっと上向きつつはあるんですけども、本当にそれが需要がそこまであるのかという部分を見ると、通年通した部分でも検討されて、あと、前々から言ってますけども、きて一な宍粟なんかでシーズンパス売ればいいのになとずっと言ってるんですけど、あれも難しいんですかね。その辺もなかなか出てないんで、やっぱり姫路から、姫路じゃあスキー場というたら、どちらかというとなかなかやっぱり神河町の、あっちのほう、まあマックアースさんもやられてますけども、みんなそっちへ、播但沿いでぱっと行けるからと

いうんで、というイメージがあるんでね。何とかそういうところでも、なるべく近隣の姫路市内であったり、その辺でのPRをもっと進めていくべきなんじゃないかなというのを感じますので、ぜひ検討してってください。

○飯田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 前々回だったでしょうかね、津田議員のほうから夏場のスキー場の、委員会でお話をいただいて、早速そのお話もさせていただきました。現状を申し上げますと、やはり夏場スキー場で成功する施設はほとんどない状況だと聞いております。ただ、今回、峰山のほうで夏場のアスレチックされたのは、マックアースさんが一定されています。ただ、あそこはしっかり投資をして、いろんなことで一定見込めるという状況で今回して、かなりの誘客があったということなんですが、ただ、それがずっと続くかというのはなかなか現状難しいんで、いろんな仕掛けをしていくということもおっしゃってました。じゃあ戸倉スキー場も一緒にどうですかという話なんですけど、なかなかそこを活用してというのは現状厳しいですというお言葉だったんですけど、ただ、戸倉スキー場があり、そして宍粟市のカヌーとか、いろんなことの連携もございますので、一度またそのところもしっかり相談をさせていただきますというお話をさせていただきます。

それと、チケットの販売のところをございますけど、コンビニと同じようなシステムを導入をすれば、きて一なのほうでも扱いが可能であるということは聞いてるんですが、ただ、そのコストのことは一定ありますので、それぞれのコンビニのところでもしっかり売っていただいて、今、コンビニの利用もあると、そして、きて一なのほうの利用の方が、若い方ももちろんこれから誘客をしていきたいんですが、スキーをされるお客さん層がそこでいらっしゃらないという中では、コンビニのほうでチケットを買っていただくほうが、しっかりそこをPRするほうが優先かなということで、コストの面、そして販売の可能性というところで、今現在きて一なのところでそういったことが難しいのではないかと、そのように思っております。

以上です。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 わかりました。ただ、きて一なの場所的に言うと、非常にいい場所だと思うんで、せめてあそこにこういう宍粟市のシーズンパス売ってますよと、コンビニで発売中とか、そういうPRだけでも、窓に張るなり、まず宍粟市に、課長おっしゃるとおり、確かにスキーに来るような客層ではないです。ですけど、やっぱり前を通る年齢層考えると、非常に若い人でも多いんでね。やっぱりそこに宍粟市の

あくまでもPRなんで、そういう、大々的にそういうのがあるんですよと。これはコンビニでしか買えないのであれば、そういうところでこういう値段で売ってるんです、ぜひというような形で、そういうPRの仕方もあると思いますんで、ぜひその部分を考えていただければと思います。

○飯田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 議員おっしゃるとおり、あらゆる手段を通じてとにかく来ていただくというのが、やっぱりPRが必要でありますので、そのことも含めて検討させていただきながら、とにかく誘客を推進していきたいと、そのように思っています。

○飯田委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 それでは、続きまして、第115号議案、平成30年度宍粟市農業共済事業に係る家畜共済割の賦課単価の変更についてお願いします。

宮本課長。

○宮本農業振興課長 失礼します。115号議案の平成30年度宍粟市農業共済事業に係る家畜共済割の賦課単価の変更についてということで、資料の11ページをお願いいたします。

この平成30年3月2日の委員会なんですけど、平成30年度の農業共済に係る事務費の賦課総額と賦課単価について審議をしていただいたんですが、そのときに、その後のことになりましたが、先ほどの説明と同じようなことで、農業災害補償法から農業保険法に改正されたことによりまして、家畜の共済がちょっと二つに分かれるという御説明を以前にさせてもらいました。その中で、一つの共済が死亡廃用共済というのと疾病傷害共済という2種類にちょっと分かれるという関係で、今回提案させていただいております11ページの表の下側の二つなんですけど、死亡廃用共済についてというところの下について、今回追加したいということで上げさせております。

表の上のほうなんですけど、乳牛の関係につきましてから豚のほうのこの表につきましては、前回と変わらないところで、ここの部分につきましては、前回説明させていただいた12月31日まで共済責任がある部分についてはこれで、同じ金額でさせていただきたいということと、あと、今回提案させてもらっております二つの共済につきましては、新しい制度になって二つに分かれたということで、平成31年の1月1日からの共済責任期間が開始したものについては、共済掛金額1万円当たり40円というのと、共済金額1万円当たり150円という、二つの表の中に書かせてもら

っているんですが、提案をさせていただいております。

ただ、単価についての根拠なんですけど、これは連合会の手数料等を調整させてもらった中でこの数字を上げさせてもらっております。

以上です。

○飯田委員長 説明が終わりました。何か御質問ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 ないようでしたら、これで付託案件審査については終了したいと思います。

【継続調査及び報告事項を実施】

○飯田委員長 ないようでしたら、これで産業部の審査を終わりたいと思います。御苦労さんでした。暫時休憩します。

午後 3時39分休憩

午後 4時25分再開

○飯田委員長 再開します。続きまして、総務経済常任委員会のほうの審査に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、付託案件の第116号議案、市道路線認定についてお願いしたいと思います。谷口課長。

○谷口建設課長 失礼します。1ページをお願いします。

第116号議案、市道路線の認定についてでございます。

これにつきましては、道路法第8条第2項の規定により、下記の道路の市道認定について議会の承認を得るものです。新規認定3路線、1番が山崎町御名地内の御名8号線、山崎町宇原地内の宇原26号線、山崎町須賀沢地内の須賀沢15号線の3路線となります。

1ページめくっていただいて、2ページですけれども、この表が今回の路線の一覧表になります。まず、表の見方について説明させていただきます。一番左、ナンバー、続きまして路線番号ということで、これは市道認定をされた場合の市道の認定番号となります。続きまして路線名、その右横が起点、そしてその右が終点、続きまして延長ということで予定延長を書いております。認定の種別ということで、3件とも新規と。あと認定理由ですが、①番の御名8号線と③番の須賀沢15号線に

については地元要望によるもの、そして②番の宇原26号線については教育委員会のこども園に係るものでございます。

一番右、認定基準でございますが、3ページ、4ページに宍粟市道路認定基準要綱をつけております。その中の3ページの真ん中付近に第2条認定の基準というものがございます。この中で、まず1番の御名8号線については(2)国道、県道または他市町村と連絡する道路を適用しております。②番につきましても同様の(2)番を適用しております。③番につきましては(1)の市道間を連絡する道路ということで適用しております。

1枚めくっていただいて、5ページが今回認定を予定している路線の位置図となります。

もう一枚めくっていただいて、6ページが各路線の路線図になります。見方なんですけれども、赤丸が道路の起点、三角印矢印が道路の終点となります。御名8号線は起点を県道宍粟新宮線と終点御名5号線を連絡する道路であり、現在生活道路として利用されております。地元の強い要望がありますので、地域の活性化を図るべく本路線を新規路線として提案するものです。

続いて、7ページをお願いします。これが宇原26号線になります。これにつきましては、起点を県道宍粟香寺線、終点が県道宇原新宮線を連絡する道路です。戸原認定こども園の開園に伴い、地域の活性化を図るべく本路線を新規認定として提案するものです。

続いて、8ページをお願いします。須賀沢15号線ですけれども、これにつきましては、起点が市道須賀沢12号線、終点が須賀沢2号線を連絡する道路であり、現在生活道路として主に利用されております。これにつきましても、地元の強い要望がありますので、本路線を新規市道として提案するものです。

以上で説明を終わります。

○飯田委員長 ありがとうございます。

この路線の認定につきましては、11日に現地へ行きますので、またその後審査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

【継続調査及び報告事項を実施】

ほかにはないようでしたら、これで建設部の審査を終わりたいと思います。御苦労さんでした。暫時休憩します。

午後 4時55分休憩

午後 5時05分再開

○飯田委員長 再開します。続きまして、総務経済常任委員会の付託案件についての採決をしたいと思います。

まず、企画総務部関係で、第104号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、自由討議をお願いいたします。

津田委員。

○津田委員 まあまあ賛成というか、もうちょっとね、今日の委員会でも言ったんですけども、やっぱり本当にこの査定がいいのか。やっぱり職員さんが頑張ってる人がもうちょっと評価されるような仕組みづくりというのをしていかないと、やっぱりいろんな案も出てこないんじゃないかなというのを感じてますので、その辺をやってもらいたいなど。退職者が余りないというのも、話してたけどそうなのかなという、若い人、どうなのかなというのがあったんですけども、皆さん満足されてるのかという。

○飯田委員長 田中委員。

○田中一郎副委員長 宍粟市だったらトップちゃう。民間から、民間合わせたら、それは学校の先生と市役所は全ての条件で一番いいと思うよ。社会保険から何からしたら、ええと思うよ。それから、福祉から何かいうたら、1.5倍ぐらい条件ええと思うから、宍粟市における以上はやめないと思うで。ねえ、事務局。

○飯田委員長 実際、福祉関係はここはよう知っと思ってやと思うけど、私も身内に結構おるけど、結構厳しいみたいやね。

○田中一郎副委員長 地方公務員とか特別公務員とかいわれておる中から言うたら、ここはええと思いますよ。やめへんと思う。

○東委員 早期退職は若干ようなる。

○飯田委員長 実際あの年齢まであがったら昇給ないいうてんな。だから、そこに魅力もないという話で、自分の意見はそう通らんとなって、えらだけややめとこ、自由にしたいわいう。

○田中一郎副委員長 そういうことや思うんで、僕はこの給料の、人事院勧告でしよるといのは、この市役所の職員に対しては、頑張ったからどうやこうやいうんは、僕はする必要ないと思う。その中で頑張るんがあなたたちやったら、頑張ったから何ぼ出すなんていうたら、これまた営業マンみたいな格好で、歩合制なんいうたら

話がややこしくなるし、それだけの給料もろとんやから頑張るんが当たり前で、逆に頑張らなんだら減額しますよという規定つくるぐらいのことをしてええと思う。

○津田委員 僕もそこ、今日ちょっと本当は言いたい部分だったんですけど、まあ言うたら目標値とかいろいろ、各部署で事業によって定めとるじゃないですか。いうたらこれを達成しなくてもせんでも給料は一緒なわけです。それ本気ならんわなという部分が。

○田中一郎副委員長 僕はそういう捉え方せんけどね。給料もろとんならやるんが一応、全職員は前提として、給料、人事院勧告されてきとんやから、今の給料やったら一生懸命せえへんけどいう発想じゃなしに、この給料で一生懸命いくんが職員なんやから、僕は地方公務員とか特別公務員なんて、僕はそうやと思うで。だから、頑張ったから歩合制で何ぼなんていうのはする必要ないと思う。

○津田委員 逆に達成できんかったら減額するとか、そういう仕組みがあってもええと思う。本来、じゃあ何のための目標値なんかという部分で。

○飯田委員長 それはまたおいおい考えましよう。実際はとり方にもよるでな。

○田中一郎副委員長 そうなってくると、きちっとして、3カ月に1回ぐらい人事考課してもらわんと。人事考課をするところから、課長かいな、人事考課してもらうことをまず望んで、それを見て上げるか下げるかとしたら、変えるいうことを意見として出してもろたらどう。

○飯田委員長 意見をつけるようなことではない。

○津田委員 そうですね。

○飯田委員長 それでは、流れがわかりましたんで、採決にいきます。

では、第104号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○飯田委員長 全会一致ということをお願いします。

次、第105号議案、宍粟市集落センター条例の一部改正について、これについて何か意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 では、第105号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○飯田委員長 全会一致で賛成と、可決ということですよ。

続きますして、第107号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正について、これについて意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 では、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 第107号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○飯田委員長 全会一致、可決。

次、第110号議案、宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について、これについて何か意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 それでは、110号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○飯田委員長 全会一致で賛成。

続きますして、第111号議案、ばんしゅう戸倉スキー場等に係る指定管理者の指定について、これについて何か御意見。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 それでは、第111号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○飯田委員長 全会一致です。

続きますして、第112号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止について。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 それでは、112号議案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○飯田委員長 全会一致で賛成ということで。

第113号議案、これ114号議案も同じものなんですけれども、市有財産の処分について、これについての御意見は。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 それでは、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○飯田委員長 全会一致。

では、114号議案について、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○飯田委員長 全会一致。では、最後に、第115号議案、平成30年度宍粟市農業共済事業に係る家畜共済割の賦課単価の変更について、これについて。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 それでは、115号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○飯田委員長 全会一致で賛成です。

あと、116号議案の市道認定、これにつきましては11日によりしくお願いいたします。

それでは、最初の117号議案についての意見、附帯になるか、その辺事務局と相談して。事務局。

○事務局 先ほどいろいろと意見出されて、意見もつける、委員会の報告に意見をつけるといった形だったと思います。

附帯決議につきましては、つける場合は、委員会からつけるのであれば、委員会の中でどなたか1名の提案者があって、採決をとって、本会議採決後に委員会から委員長が動議で出されると。ここでなくて、本会議でどなたかが、委員会で採決せずにいくということであれば、本会議場で提案者は2人、賛同者を1人つけて2人以上で附帯決議案を動議として発議して提案してもらうという形になります。

ですので、もしも委員会として出すのであれば、ここで、今手元ありませんので、今日、今早速用意されてる方多分ないと思うので、また11日に提出されて、採決を経て委員会発議するか、委員会発議やめといて、本会議で誰かが提出されるかという形で決議ができるという形になりますので、流れとしては以上になります。

○東委員 委員長報告で委員会の意見だけにとどめるなら駄目なん。それでいいんじゃないの。

○田中一郎副委員長 それで賛成です。

○東委員 委員会でまたね、当局に言うわけやから、決議まで要らんのではないかとは思いますが。いやいや、皆どうしても決議いるならいいけども。

○津田委員 多分、勝手に進めることはないと思う。

○東委員 ないと思うよ。

○事務局 例えますよ、今日の審査の中で、おおむねオーケーだけどどこかその場所だけここで強引にいくとかいうことであれば附帯決議という、委員の皆様のお考えと当局が合わないんであれば、原案通ったと。採決後ですからね。誰かが動議を出して、通ったけれども、そこはどうしても譲れんで、決議、地元合意でやれよという決議を出すと。それは皆さん合意として、通ったけれども議会としては、例えば賛成多数、附帯決議案提出されたら採決とります。ときに、通ったけれども、地元合意でやれよというのを決議、補完する。議会の総意ということを経済でとるだけなんですけど、という手法ですので、今日のところ言うと、特に皆さんの意見と同じような答弁はしてたと思うんです。地元合意なくては進めないという話はしたんで、そこは確認済みなんで、まあまあ大体大丈夫な。それでもやはりつけるというのは、やっぱり先ほど言われたところかなと思うんですけど。どうしても決議つけると。

○飯田委員長 では委員長報告でその部分を。最終的にそれを常任委員長がまた報告してもらえれば。

○東委員 分科会で意見があったわけやから、それを大事にすればええわけです。それは全体の意見になるわけやから。いいと思います。

○飯田委員長 じゃあそれでいかせていただきます。またそこは事務局と相談して、いい報告になるようにやってみます。

【第116号議案等現地調査打合せ、継続調査事項及び次回日程等を協議】

○飯田委員長 これで本日の委員会を閉会します。

○田中一郎副委員長 それでは御苦労さんでした。終わります。

(午後 5時27分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会総務経済常任委員会 委員長 飯 田 吉 則

平成30年度予算決算常任委員会第7回総務経済分科会会議録

日 時 平成30年12月6日（木曜日）

場 所 宍粟市役所503会議室

開 会 12月6日 午前9時00分

次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査・協議事項

◆第82回宍粟市議会定例会付託案件審査

（企画総務部）

第117号議案 平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の関係部分
（まちづくり推進部）

第117号議案 平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の関係部分
（産業部）

第117号議案 平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の関係部分
（建設部）

第117号議案 平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の関係部分

第118号議案 平成30年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

第119号議案 平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

第120号議案 平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）

◆第82回宍粟市議会定例会付託案件に関する意見及び賛否確認

4. その他
 5. 閉会
-

出席委員

委員長	飯田吉則	副委員長	田中一郎
委員	津田晃伸	委員	東豊俊
〃	大久保陽一	〃	田中孝幸

委員 西本 諭
議長 実友 勉

出席説明員

(企画総務部)

企画総務部長	坂根 雅彦	企画総務部次長	水口 浩也
企画総務部次長	砂町 隆之	秘書広報課長	三木 義彦
総務課長	安井 洋子	財務課長	堀 秀亘
地域創生課副課長	藤原 慎一郎	総務課係長	恵美 康行

(まちづくり推進部)

まちづくり推進部長	富田 健次	まちづくり推進部次長	樽本 勝弘
まちづくり推進部次長	大田 敦子	市民協働課長	小河 秀義
人権推進課長	西田 征博	消防防災課長	田村 純司
市民協働課副課長	岩路 貴裕	市民協働課副課長兼スポーツ推進室長	石垣 統久
人権推進課副課長兼総合相談係長	柴原 宏二		

(産業部・農業委員会)

産業部長	名畑 浩一	農業委員会事務局長	西村 吉一
産業部次長兼農地整備課長	祐谷 佳孝	産業部次長兼地域産業課長	田路 仁
農業振興課長	宮本 雅博	ひと・はたらく課長	西岡 公敬
まち・にぎわい課長	西川 晋也	しそう森林王国観光協会課長	菅野 達哉
地域産業課副課長	村上 正樹		

(建設部)

建設部長	花井 一郎	建設部次長	寺田 美喜也
建設部次長兼水道管理課長	太中 豊和	建設部次長兼地域建設課長	井口 靖規
建設部次長兼土地対策課長	榎木 隆	建設課長	谷口 宗男
都市整備課長	田中 藤夫	上下水道課長	坂井 高誉
地域建設課副課長	田路 賀之		

事務局

係 長 岸 元 秀 高

(午前 9時00分 開会)

○飯田委員長 おはようございます。いよいよ12月に入りまして、と言いつつすごく暖かい日が続いとるんですけれども、明日、あさってぐらいからはちょっと雪マークがちらっと出ているような状態なんで、ちょっと体調を崩さんようにお互い気をつけながら、12月議会を乗り切りたいと思いますので、よろしく願います。

また、最初にちょっと皆さんにお願いしたんですけども、今回付託案件、企画総務につきましては14件ありますので、たくさんの案件抱えておりますので、できるだけスムーズに進めたいと思います。また、答弁のほうも簡潔にお願いしたいと思っておりますので、よろしく御協力願います。

それでは、部長、願います。

部長。

○坂根企画総務部長 おはようございます。今、委員長からありましたように、週末には非常に厳しい寒波が訪れるという予報が出ております。北部のスキー場、非常に暖冬ということで心配をしておるわけですが、何とかお正月も含めてスキーということも滑れたらいいなというふうに思っております。

まず最初に1点御報告をさせていただきたいというふうに思います。かねてよりこの委員会で御報告をしておりました東亜林業の跡地の件でございます。宍粟市の決めで、2者鑑定という形で鑑定士さんにお入りいただきまして鑑定をいただきました。そのことが進んでおりまして、その後、代理人さんといろいろお話をする中で、おおむね前に行くのではないかなというふうな状況になっております。まだまだ市の内部でまとめていかないといけないことがございまして、我々としては今議会に追加でもというふうなことも含めて模索をしておったわけですが、少し時間をいただきたいというところで、今回、12月は非常に厳しいのかなという見込みを今立てております。

いずれにしましても、早急に内部でのまとめというのも行いながら、年明け以降早い段階で議会のほうにも御説明をする機会をつくっていきたいというふうに考えておりますので、その節にはよろしくお願いをしたいというふうに思っております。今、現段階でお話をする状況に少しないので、申しわけございませんが、鋭意努力をしながら、年明けということを目標にもしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、後ほどまた説明、報告事項、あるいは議案もありますので、担当のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

○飯田委員長 それでは、予算決算常任委員会の総務経済分科会のほうから進めさせていただきますと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、付託案件であります117号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）について、申し上げます。

もし説明ございましたらお願いしたいと思うんですけども。

堀課長、申し上げます。

○堀財務課長 それでは、第117号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の企画総務部の、私のほうからは、人件費を除きました概略につきまして、資料に基づきまして説明をいたします。今回は財務課のみとなっております。

まず、歳入なんですけれども、予算書では9ページの地方交付税についてになります。今回、特別交付税を800万増額し、補正後の額を9億9,300万円としております。補正内容としましては、7月豪雨災害の関係による増額でございます。

次に、11ページの繰入金の財政調整基金の繰入金についてでございますが、251万3,000円を増額し、補正後の額を1億1,647万5,000円としております。補正内容としましては、7月豪雨災害に関する部分での対応財源として増額としております。

同じく11ページ、繰入金の公共施設等整備基金繰入金でございますが、7,410万円を減額し、補正後の額を1,083万7,000円としております。これは、小中学校の空調整備事業について、国の補正予算に伴う学校施設環境改善交付金を活用することとしましたので、財源の組み替えを行うものでございます。

次に、11ページの繰越金についてなんですけれども、これは8,420万4,000円を増額し、補正後の額を4億3,165万円としております。これは繰越金により12月補正の財源としたものでございます。

次に、12ページの諸収入、雑入についてですけれども、これは公有建物災害共済金を105万9,000円追加したものでございます。これにつきましても補正内容ですけれども、エーガイヤちくさふれあいサロンエントランス屋根修繕工事の対応財源とするものでございます。

続きまして、歳出であります。補正予算書では26ページの公債費、元金ですが、長期債償還元金を2,618万2,000円減額し、補正後の額を23億6,620万8,000円としております。これは、今年度実施した繰り上げ償還により返済予定額が減額になったものでございます。

同じく公債費、利子でございますが、今回1,371万5,000円を減額し、2億1,561万6,000円としております。これにつきましても、今年度の繰り上げ償還、さらに

は利率見直しにより支払い予定額が減額になったためでございます。

私のほうからは以上になります。

○飯田委員長 117号議案の関係部分についての説明は終わりました。これについて何か御質問ございますか。

それでは、論点整理表のところをお願いしたいと思います。

○田中一郎副委員長 飯田委員。

○飯田委員 このエーガイヤちくさの屋根修繕工事というのは、この屋根の修繕ということは、何によつての、要は経年によるものか、台風か何かによるものか。

○田中一郎副委員長 堀課長。

○堀財務課長 これにつきましても、雪害によるものでございまして、ふれあいサロンまでの通路の屋根ということになります。

○飯田委員長 わかりました。

ほかに何か。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 ないようでしたら、117号議案についての審査を終了したいと思いますので、よろしくお願いします。

これで分科会を休憩させていただきたいと思います。

午前 9時08分休憩

午前10時15分再開

○飯田委員長 再開します。東委員。

○東委員 ちょっともとへ戻って、聞き漏れがあったんで、お願いします。

117号でちょっと聞き漏れがあったんで、教えてください。今回、公債費元金の歳出があるんですが、これは公債費元金の歳出を抑えるために、少なくするために繰り上げ償還の設計をするのか、その辺ちょっと、前聞いたことあるかもわからんけども、ちょっとその絡みを教えてもらえんかなと思って。117号の部分で、2,600万のところね。

○飯田委員長 堀課長。

○堀財務課長 繰り上げ償還をするのは、できるだけ歳出を削減していくということで、繰り上げをすることによって、元金や利子分ですね、特に利子分等を抑制していくということから、繰り上げ償還をどんどん進めていくことが結局全体的には歳出の抑制につながるということで進めているところでございます。

○飯田委員長 東委員。

○東委員 それはわかつとんですけども、繰り上げ償還の設計は何か基準があって、例えば収支のバランスによって、これだけ、このぐらいという程度でやってるのか、何か基準というのはあるのか。ちょっと前聞いたことあるかもわからんけど、もう一回教えてください。

○飯田委員長 砂町次長。

○砂町企画総務部次長 繰り上げ償還の計画につきましては、当初予算から幾らかいいう計画を持ってできればいいんですけども、なかなか財政状況がそうはいかない。たまたま平成30年度は当初で繰り上げ償還を持たせていただいたんですけども、基本は前年度の剰余金について、地方財政法に定める剰余金の2分の1以上を繰り上げ償還にするということを基本にしております。したがって、例年四、五億の剰余金が出れば、その2分の1を繰り上げ償還するという事は確実にやっていきたいという計画を持っております。

今回の分については、それを、当初予算及び9月補正で計上させていただいた繰り上げ償還を、実際どれとどれをしようというのを決定して、繰り上げ償還した結果、今年度分、3月に償還する分を含めて繰り上げ償還したことによって、3月を前倒しして9月に償還してしまった結果、半年分の利息も返す必要がなくなったような影響額が出てきますので、そういったものを精査して今回減額をさせていただいておるということで御理解をいただきたいと思っております。

○飯田委員長 東委員。

○東委員 今の剰余金の2分の1以上いう、そのときの設計というんか、2分の1以上の設計は誰がするんだろうなと思って、それでちょっと気になって。設計、設計としたらオーバーかな。

○飯田委員長 砂町次長。

○砂町企画総務部次長 額については、幾らするかについては決算をしてみないとわからない部分がございますので、それは2億になるのか3億になるのかということがございます。その結果、そしたら3億になった場合に、基本は利率の高いものが基本に返していくと。また、返せる起債、返せない起債も当然ございます。政府資金については基本、違約金が生じますので、これらについては基本返すとそんなにメリットが出てこないということになりますので、基本は縁故資金、市内の金融機関等から調達しておる資金で利率の高いもの、そういったものから金融機関と調整しながら選定をしておるということでございます。

○飯田委員長 東委員。

○東委員 前聞いたかもわからんのでもう一回聞いて申しわけないけど、その今の3億になった場合と、その3億になった場合の、その3億というその設計があるのかなということを聞いたんです。なぜ3億なの。3億になった場合、じゃあその3億にしようとした場合に、3億にしようとするもとというのはあるのかなと。ちょっとそれがわからなかった。

○飯田委員長 砂町次長。

○砂町企画総務部次長 これにつきましては、先ほどの前年度の剰余金と繰越金ということになりますので、これはやっぱり決算をしてみないと額がこちらとしてもわからない。宍粟市の規模ですと5億から8億が相当、普通の財政規模で言うと5億から8億程度の繰越金が出るのが一般的という額にはなるんですけども、それが幾らになるのかというのは決算、年度が終わって、5月末の出納整理が終わって、決算をしてみないとこちらも額がなかなかつかみにくいところがございますので、それは決算の結果を見てからでないと判断できない。あらかじめ何億ぐらいになるだろうと見込みは立てることは一定可能ですけども、額の確定というのはやはりなかなか、決算を打たないとわからない。

○飯田委員長 部長。

○坂根企画総務部長 先ほど次長がお答えしたように、地方財政法という法律の中で、剰余金の2分の1以上は基金に積むか、繰り越しを財源に充てなさいというのが決まっております。宍粟市は数年前までは財政調整基金にも積んできておりましたけども、一定30億ということも議会のほうでずっと言っていたんですが、そこに足したために、以後はできる限り繰り上げ償還に回していきましようということで方針を今決めております。

ですから、今、先ほど次長が言いましたように、繰越金が例えば5億になれば、5億の半分、2億5,000万円以上は補正を組ませていただいて、繰り上げ償還に充てていくという方針はこの間ずっと持っております。そのどれに充てるのかというのは、今言ったように、利率が高いもの、あるいは来年、再来年と直近で完了するものとか、そういったものに限定をしながら繰り上げ償還をしていくと。

いずれにしても、法律に基づいて基金に積むか、繰り上げ償還にするかという選択肢があって、宍粟市の場合は繰り上げ償還をしていきましようということで今進めております。

○飯田委員長 よろしいか。暫時休憩します。

午前 10 時 23 分休憩

午前 10 時 35 分再開

○飯田委員長 再開します。時間が来ましたので、始めさせていただきます。第5回の総務経済分科会ということで、まちづくり推進部の審査に入りたいと思います。

12月に入りましても、今日もまだちょっと暖かいような状況で、先ほどもあったんですけども、スキー場が心配やというような話もありますけれども、こういうときに限ってどか雪が降ったりする日があったりするというのが例年、今までの私の経験ではそういうことがあるんで、タイヤをはようかえておかなあかんというような状況でもあります。気温の上下することによって体調を崩さないように、もう少しの間、今年度の、頑張ってくださいと思います。

それでは、まず総務経済分科会のほうから始めさせていただきますので、よろしく願いいたします。部長、お願いします。

部長。

○富田まちづくり推進部長 改めまして、おはようございます。企画総務部に続きましての予算決算常任委員会総務経済分科会ということですが、また資料等提出させていただいて御説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、座って失礼いたします。

それでは、お手元にお配りしております資料に基づきまして、順次私のほうから今回の117号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）につきまして概略を御説明をさせていただいて、その後質疑等を受けながら詳細の説明等をさせていただきますというふうに思っております。

まず、資料の1ページでございます。まちづくり推進部市民協働課の補正予算に関します資料となっております。

歳入につきましては、諸収入、雑入につきまして、当初、高下自治会ともう一つの自治会の公民館整備に係りますコミュニティ助成事業の採択によります事業の補助金のほうを受け取るというんですか、そういう予定をしてございましたけども、今年になりまして高下自治会に係る1件のみの事業採択ということになりましたので、もう一件分に係ります1,500万円を減額してございます。

次に、市債、総務債につきましては、山崎町内自治会が本年度に公民館整備を新たに計画をされましたので、それに伴います自治会集会所整備事業補助金に係ります財源措置といたしまして、過疎対策事業債700万円を増額計上するものでござい

ます。

また、同じく市債、総務債につきまして、このたび別途105号議案として上程をさせていただきました宍粟市集落センター条例の一部改正、そして113号議案、114号議案として上程いたしました市有財産の処分にも関連するところがございますけれども、河東ふれあいセンターと戸原ふれあいセンターの地元自治会での施設改修に伴います市の補助金につきまして、その財源として過疎債2,810万円を当初計上してございましたけれども、それぞれの施設改修が完了いたしまして、額の確定もいたしましたので、それに伴いまして財源である過疎債についても420万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費、地域振興費につきまして、先ほども財源のところ歳入のところでお話をさせていただいたんですが、また論点整理ということで事前にもいただいておりますけれども、コミュニティ助成事業、宝くじ助成事業でございますけれども、1件が採択となりましたので、それに係ります助成金1,500万円を減額しておるものでございます。

資料の2ページをお願いいたします。次は消防防災課に係ります補正予算の分でございます。

まず、歳入につきましては、国庫支出金、消防費委託費につきまして、平成30年7月豪雨以降におけます揖保川排水樋門の出動時間の増加に伴いまして、国交省が所管いたします排水樋門の操作業務委託金が、時間がふえたということで増額になりましたので、47万9,000円を増額するものでございます。

樋門操作につきましては、揖保川本流に接続いたします消火栓、それからまた排水路への揖保川本流からの逆流を防止し、もって消火栓、排水路の水位を下げることを目的として操作をされるもので、国土交通省所管の樋門は宍粟市内に6カ所ございます。具体的な場所につきましては、以前お配りさせていただいております宍粟市地域防災計画の災害予防計画のところに掲載しておる樋門でございます。この樋門につきましては、それぞれ自治会あるいは消防団と宍粟市が操作委託契約を締結してございますけれども、受託者への委託料は市のほうが支出するんですが、その財源は国土交通省が全額を排水樋門操作業務委託金として宍粟市に支出するものでございまして、その分の補正となっております。

次に、寄附金、災害復旧費寄附金につきましては、災害復旧指定寄附金といたしまして、淡路市ほか2者からの165万円を受けましたので、その指定寄附金を補正で増額するものでございます。

歳出につきましては、消防費、非常備消防費につきまして、消防担当職員3名分の人事院勧告に基づきます職員給与改定に伴う増額補正でございます。

また、7月豪雨以降のたび重なります避難情報の発令に伴いまして、防災センターの避難所の開設、運営、それから避難所の支援物資の搬出等の出動に伴います、防災センターにおります3人のインストラクターの賃金及び社会保険料につきまして、実績等に基づき54万3,000円を増額しているものでございます。

また、消防費、水防費につきまして、先ほど申し上げましたが、国土交通省所管の排水樋門の操作出動の時間の増に伴います委託料を増額しておるものでございます。

以上、117号議案、一般会計補正予算の内容につきまして、その概要を説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○飯田委員長 ありがとうございます。

それでは、117号議案の関係部分についての審査をお願いします。論点整理、先ほど言われたように出てますので、それに準じてお願いしたいと思います。

宍志の会、津田委員。

○津田委員 済みません、先ほど説明いただいたんですけど、事業採択で高下のみということで、もう一個はどういう内容だったんですかね。二つされてて、1個が不採択になったということなんですか。

○飯田委員長 部長。

○富田まちづくり推進部長 具体的には山崎町の三谷自治会のほうが同じように自治会館の改修したいなということで申請をいただいております。それで、兵庫県を通じましてこの宝くじ助成事業2件分を申請をさせていただいておったんですが、県の審査とか、それから、さらには自治センターのほうの審査の結果、1件だけ、高下自治会に関する部分だけが事業採択となりましたので、その助成金につきましては最高1,500万円の助成ということになってございます。予算措置についても最高額1,500万円掛ける2件分ということで3,000万円を上げておったんですが、1件不採択ということになりましたので、その部分を減額させていただいておるものでございます。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 この不採択になった理由というのは何かあるんですか。

○飯田委員長 樽本次長。

○樽本まちづくり推進部次長 これは俗に言う宝くじ助成でございまして、兵庫県下

でも枠を、予算枠というのを持っておられます。宍粟市の場合も、公民館を今建て直そうとすれば、こういったものを活用するしか今の手法としてはございません。市の中でも受け付け順位によって申請する順番を決めさせていただいております。年間1件から2件の申請を兵庫県に上げさせていただいて、兵庫県の中からまた順番を決められて、この宝くじ助成のほうへ申請を上げられております。その中の採択された順番、予算の枠の順番なので、このやり方がだめやとかという評価ではないと思っております。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 そしたら、今年度高下が助成金をもらって建て直して、じゃあ三谷はまた来年度に持ち越しみたいな形になるんですかね。

○飯田委員長 小河課長。

○小河市民協働課長 失礼します。先ほど次長の説明がありましたように、優先順位ということで、各自治会の御要望を受けてこちらのほう整理しております。自治会のほうに来年について引き続きエントリーということで調整をして進めております。中には、やっぱり建築の計画の予定ということで、早くやりたいということとずっと待たれているところと、早く進めたいところといろいろあるんですけど、その中で、今回の部分については引き続き来年も申請ということで進めております。

○飯田委員長 この件についてはほかに。ほかに何か。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 特にないようでしたら、予算決算常任委員会の総務経済分科会の部分についてはこれで終了したいと思いますので、よろしく申し上げます。暫時休憩します。

午前10時48分休憩

午後 1時10分再開

○飯田委員長 御苦労さんです。午前中に引き続き、第7回総務経済分科会を再開いたします。午後からは産業部のほうの審査に入りたいと思います。

今日も雨が降っておるんですけども、12月とは思えない気温で、ちょっと体調も、私ちょっと鼻が詰まって鼻水が出たりしとんですけども、気をつけなあかん状況かなと思っております。また、スキー場のほうも心配やと思うんですけども、スキー場開きももう間近ということで、明日なんですか、ということで、ちょっと心配もあるんですけども、雪マークもちらっと見えたりしとんで、どうなるかわか

らんというところなんですけども、できるだけスキー場には雪が降ってほしいと、その他にはほどほどに欲しいというところでございます。

これから付託案件の審査に入るわけなんですけども、多数の案件が待ってますので、皆さんのほうの答弁のほうも簡潔にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それではまず、予算決算常任委員会の総務経済分科会のほうから入りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。部長、お願いします。

部長。

○名畑産業部長 御苦労さまです。それこそ今年の秋のシーズンですけど、ようやく落ちつきを取り戻してまいりました。秋のほうのイベントのほうは大盛況で、非常に多くのお客様が宍粟市に来られております。特に最後の集大成であります最上山のもみじ祭りも、まだちょっと集計中ではございますけれど、過去最高の入り込みがあったと伺っております。またおいおい報告させていただきます。

これからは年度末に向けて事業の精査、また新年度の予算編成等重要な時期に来ております。気を抜かずに産業部として地域創生をフル稼働で進めていきたいということには変わりはないので、よろしく願いいたします。

今日資料の追加、分科会の差しかえ資料いうて出させてもらってるんですけど、これは該当のページだけの差しかえですので、全体がこれにかわるという意味ではございませんので、ちょっとその辺後でええがいてもらいたいと思っております。

以上でございます。

○飯田委員長 それでは、117号議案について、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の関係部分の説明がありましたらお願いしたいと思います。

祐谷次長。

○祐谷産業部次長兼農地整備課長 失礼します。それでは、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の件について、まず農地整備課から報告させていただきます。

今回の補正といたしましては、平成30年7月豪雨に係る分の補正となっております。現在査定まだ継続中で、あと2件残すのみというところまで来ております。

まず歳入の部なんですけども、一応今4回の、2次査定、7次査定、9次査定、11次査定という形で89件査定を提案して、ほぼ提案どおりされております。そのうち国のほうの話からよると、大体7割はこの平成30年度に補助金を交付する予定だからという形で聞いております。そういう形で、一応歳出に伴う歳入のほうとしまして、分担金及び負担金、災害復旧費分担金という形で、農地に35件分、平均100

万という形をのせて、分担金の徴収条例の17%の595万円と施設の分という形で計、補正額1,445万円を分担金として歳入で補正しております。

同じく、それに係る国県補助金、支出金なんですけども、これも同じく農地と施設の事業費に国費のほうは農地は50%、施設は65%という形で補正額5,000万円の歳入補正をしております。

同じく、それに係る市債分として災害復旧事業債という形で、これは先ほど言いました工事費から分担金と補助金を差し引いたものの0.9という形で、1,030万円が農地災害復旧事業債、施設のほうも同じく分担金と補助金を除いた額に0.9掛けまして、810万円の災害復旧事業債の起債のほうの借り入れを補正しております。

それで、同じく歳出なんですけども、先ほど歳入の充当と同じくして、今回、農地のほうで53件提案しております。一応8割程度今年度来るという形で、件数で8割程度という形で、40件を年度内に計上しようという形で、前回9月補正で5件前もって早急なのを上げておりましたので、残りの35件を100万円ペースという形で、農地のほうで3,500万円、同じく施設のほうとしましても8割程度を予算化をしておくという形で、5,000万円の事業費の15節の補正を提案しております。

ちょっと歳入と分担金の件なんですけども、まだ査定が全件完了しておりません。補助率にしましても、今から補助率増高申請、それで年明け1月末にやっと地元分担金の補助率が確定されます。参考になんですが、平成21年災害当初でしたら95%ぐらいまで補助率のかさ上げができるんじゃないかという形で、今から国のほうの補助申請、ヒアリングを経て確定となりますので、確定次第また追って報告させてもらいたいと思います。

一応農地整備課からの第5号に係る補正の報告は以上です。

○飯田委員長 続けてお願いします。

田路次長。

○田路産業部次長兼地域産業課長 林業振興課長、出張により欠席しておりますので、林業振興課につきまして私のほうから説明させていただきます。

林業振興のほうも農地整備と同じく災害関係の査定でございます。

まず、歳出のほうなんですけども、今回災害査定を受けました12路線全て11月末をもって査定終了しております。そのうち3路線について事業費が確定しましたので、今回ここに災害復旧工事費ということで補正額を上げております。

それから、次の災害復旧事業補助金なんですけども、これにつきましては、災害にかからなかった、市が単独補助で対応する災害関係の工事の補助金でございます。こ

れも全部で33件申請が出ておりまして、さきの9月補正で25件分補正を認めていただいたんですが、その後8件追加出てきまして、これで一応今年度もう確定なんです、その分の補助金の補正ということで予算を上げさせていただいております。

そして、歳入なんです、これも災害復旧工事費に係るものにつきましては、地元の出資金と国からの補助金を差し引いた補助金、この分を出資金と補助金の歳入として上げております。

それから、残りの金額につきましては、農地と同じく林道施設災害復旧事業債ということで、起債による予算の充当ということで、歳入のほうで補正を上げさせていただいております。

林業振興課からは以上でございます。

○飯田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 失礼します。私からは、ひと・はたらく課分の説明をさせていただきます。

資料3 ページなんですけども、森林の家づくり応援事業補助金で1,200万円の補正をお願いしております。補正理由としましては、当初の想定を上回る申請が予定されるための増額ということで、今日明細というか、平成30年度森林の家づくり応援事業申請状況という資料をちょっと出させていただきます。ここには申請されたときの、申請というか、前住所がどこで、それから新しく取得される、助成を求められた建物の住所がどこだというのが件数と金額で今入れております。真ん中に、これは住宅取得分だけではなくて、空き家改修の分もありますので、それをここに入れております。今現在これは金額的には3月末までに交付申請をされる予定の方を含めて出しておるんですけども、合計で現時点で4,701万9,000円分となっております。当初予算が今3,500万なので、差し引きとして1,200万を今お願いしております。

昨年、平成30年度の予算要求をした際には、見込み件数を70件としておりまして、その要求をした時点、去年のその時点では平成29年度約50件、2,500万程度の申請をしている時点で平成30年度の要求をしております。なかなか見込みを立てにくい部分があったりとか、来年度に向けてもそうなんですけども、今年度も厳しい財政状況の中だったので、見込みもちょっと厳しくいっていた部分がありましたので、今回ちょっと不足をしておる状況にはなっております。とはいうものの、事業としては推進していきたいと思っておりますので、今回補正要求させていただいております。

以上です。

○飯田委員長 次は。

西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 それでは、4ページ、5ページでございます。まち・にぎわい課の補正のほう説明をさせていただきます。

まず、4ページ上段の歳入でございます。過疎対策事業債を活用した事業をしております。その内容につきましては、フォレストステーション波賀の340万円の工事の増額、そしてちくさ高原スキー場の工事確定による減額ということで、合わせて340万円の減額をさせていただきます。

続きまして、歳出のほうでございます。

そして、済みません、5ページの資料につきましては、歳出の一番下の指定管理施設修繕等負担金の1,130万3,000円の内訳が5ページでございますので、よろしくお願いいたします。

では、一番最初の商工費の目、観光振興費のほうから説明させていただきます。補正額37万9,000円の減額でございます。この減額につきましては、7月豪雨災害に伴う事業の中止ということで、音水湖のイベント事業の補助金のほう減額させていただきます。

続きまして、観光施設費のほうでございます。こちらのほうにつきましては事業費の精査ということで、氷ノ山の登山道の伐開業務の委託料の減額、37万6,000円でございます。

次に、森林セラピーの事業の工事費でございます。こちらの事業につきましても、7月豪雨災害で赤西溪谷のほう事業ができなかったということで、その分の通行路の整備工事費100万円減額しております。

次に、ちくさ高原の整備でございます。こちらのほう、大規模のリフトの整備工事の部分につきましては、市が責任、安全を持って責任を負担しているところでございますので、その分市が発注で工事をしておるというものでございます。事業費の精査によりまして減額、668万円の減額でございます。

続きまして、氷ノ山の事業の整備工事でございます。こちらのほうにつきましても事業の精査ということで、氷ノ山登山道の整備の工事費の減額、精査をさせていただきます。減額125万9,000円でございます。

それと、最後に、指定管理施設の修繕の負担金でございます。こちらの負担につきましては、観光施設のほうが非常に多くある中で、営業ができない状況を回避す

るために、修繕が発生した場合には指定管理者のほうですぐに早急に対応していただいています。そして、その負担につきましては、市の負担が伴うものでございますので、その分を今回、補正額1,130万3,000円させていただきます。

5ページのほうごらんいただきますと、5ページがその明細でございます。緊急修繕の6施設、そして13カ所でございます。

補正につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○飯田委員長 宮本課長。

○宮本農業振興課長 農業振興課より9月補正について御説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料の6ページになります。

今回の補正につきましては、歳入についてはなくて、下側の歳出についての19節ということで、ジビエ倍増モデル事業の負担金として補正額3,753万2,000円を計上させてもらっております。補正内容につきましてちょっと訂正なんですけど、そこに国県補助金と書いておるんですが、県を抜いていただきまして、国補助金残金の市負担分ということで、3,753万2,000円という補正内容にさせていただきたいと思っております。それと、主な補正理由ということで、ジビエ倍増モデル事業の実施に伴う負担金の予算が確保したいということで上げさせてもらっております。

ジビエの事業につきましては、今まで数度、委員会のほうで補正をしたいということで提案はさせていただいたんですが、正式な説明というところが足りていないというところで、今回7ページ目に、概算のような話になってしまって申しわけないんですが、ジビエ倍増モデル事業についてということで、事業の趣旨から市の役割について上段書かせてもらっておる中で、最初に、さきの3,753万2,000円の根拠となるところが、下側の表の平成30年度ジビエ処理加工施設整備経費（案）宍粟市地区というところの表になっております。この中で、事業者さん、左のほうに書いておるんですが、大黒天物産、でいあーず、グリーンキーパーという事業体が事業を実施される中で、それぞれの事業を上げております。一番上からいきますと、大黒天が解体処理施設ということで8,000万、減容化施設2,000万、そしてでいあーずがプレハブ型の保冷庫とか買うということで643万3,000円、そしてグリーンキーパーというのがフリーズドライというのを1台買うということで、宍粟市地区につきましては1億1,232万8,000円の事業がしたいということで、県、国のほうにも要望する形になっておるようです。

その中で、一番下の数字になるんですが、計というところで1億1,232万8,000円

という中のそれぞれの表を見ていただきたいんですが、順番に、事業費の横に事業者負担というのがあります。これは事業者が負担する分なんですが、それが3,037万9,000円ぐらいあるということ、でとんでいって、そのうちに国庫補助分の4,441万6,000円、国庫補助対象経費8,883万2,000円というふうになっております。

その表の一番、市負担金というところなんですが、市が1,876万7,000円を見るという形になっております。今回の数字につきましては3,753万2,000円という数字を上げさせてもらっておるのは、市負担分として1,876万7,000円なんですが、県の分も合わせて今回市が見るという形になっております。来年度の市町振興交付金のほうで県分については市のほうに返ってくるという形になっておりまして、今回の補正につきましては、それを含めた3,753万2,000円という数字になっております。

数字については以上なことになっております。

○飯田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 済みません、先ほど私説明させていただきましたひと・はたらく課の分と、今、宮本のほうが説明しました農業振興課の分なんですが、資料の表題の部分が今、平成30年度9月補正となって、ちょっと間違っております。12月に訂正をお願いいたします。済みません。

○飯田委員長 117号補正についての説明は終わりました。これについて、論点整理出ておりますので、順次御質問を願いたいと思います。

大久保委員。

○大久保委員 論点整理で、森林の家づくり応援事業の補助金の増額理由出してたんですけども、今の説明でわかりましたので、ありがとうございました。

○飯田委員長 ジビエの分については。

津田委員。

○津田委員 済みません、このジビエ倍増モデル事業なんですけども、これちょっと追加資料でいただいているんですけども、これは場所も、この地域でこういうふうやっていくというのは、これはもう決定してることなんですかね。

○飯田委員長 宮本課長。

○宮本農業振興課長 お手元の追加資料に出させてもらった資料なんですが、これがこの4月に、事業体の方たちはこういうところで実施したいよ、計画したいよいうて上げられている計画書になっております。この計画書に基づいて、宍粟市のほうも、宍粟市としては捕獲の関係とか、あと猟友会さんの関係、ごみの関係と調整する中で、この計画につきましてはあくまでも事業体さんが最初のうちここでしたい

よという計画でございまして、ここで決まったというものではございません。だから、ここについております、後から追加させてもらいました図面についても、これから説明する中で、ここでやりたいというふうな話になってくるかと思っております。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 これそしたら、行政のほうには4月の時点ではこういう計画はもう来たということなんですか。

○飯田委員長 宮本課長。

○宮本農業振興課長 この計画につきましては、さきの兵庫県の募集の中で、兵庫県内で事業をしたいところはないですかという募集の中で、宍粟市であれば4地区について、ジビエ倍増事業に提案型というか、提案したいということで出されたんです。その中で、計画としては、こういう位置的なことははっきりはしてないんですけども、この計画を出したいということは県のほうを通じて聞いておりました。

○田中一郎副委員長 飯田委員。

○飯田委員 それと、一番最初に出たこの工程表があるじゃないですか。10月末時点と書いてあるやつね。今日の分科会の資料で出ておるやつが一番後ろに、4月から、これ来年の3月という意味なんだろうけども、この時点で出されたんがこれやということになるんですか、要は。

○田中一郎副委員長 宮本課長。

○宮本農業振興課長 この計画の、8ページになるんですが、計画の中での建築許可申請等というのが6月から入っていると思うんですが、この時点では現地はここになるとかというのは全然出ておりません。

というのは、計画の中ではここにしたいんだという話は自分たちは持っておられたんですが、たびたび6月、9月の中の補正の中で、私のほうがちょっと御説明ちよろっとさせていただいたのが、減容化とか、ごみの関係でクリーンセンターの解決ができていない、あるいは猟友会との調整ができていないという中で、市としてこの事業をさあどうです、やりますかということにならないぞということで、4事業体につきましてはそこの部分の整理をされておられました。

その関係で言えば、この半年以上は事業体さんはそのことに、うちもそうですが、集中していたのと、なおかつ我々が言っておったのは、事業体がする事業場所については、あくまでも地元の方の同意がなければ次に進まないぞということはずっと言っておったので、会議があるときにはまず地元のほうは調整をしてくださいとい

う中でのスタートなので、今、委員長が質問された最初の時点でこの場所から決まっていたのかというと、そうではありません。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 済みません、この地元との調整というのは、そしたら事業者任せ切りだったということなんですか。

○飯田委員長 宮本課長。

○宮本農業振興課長 事業者任せ切りというところと言うならば、そうとられるかもしれないんですが、最初のほうの説明でちょっと不足しているところがあるんですが、このジビエ倍増モデル整備事業をするに当たりまして、一番事業の趣旨がコンソーシアムという形をとるという話だったんです。その中で、先ほど言ったように、兵庫県で手を挙げるところがないかという中で、兵庫県内の事業者さんでまずやられるところはないですかという、事業者さんの主導で始まったという事業なんです。

その中で、次に、じゃあ本来であれば全国的に見ると1件に1組織ぐらいの形なんですけど、兵庫県については淡路、宍粟、そして丹波のほう、但馬のほうという3カ所になったもので、そこを取りまとめるにはなかなか難しいということで、それを取りまとめ役ということで、県のほうが、鳥獣対策室が事務局となって調整をすると。県の中で、ちょっと話が長くなって申しわけないですが、地元の関係の調整についても、市が放ったらかしではなくて、3者で通じてやるという話にはなっておりました。

○飯田委員長 大久保委員。

○大久保委員 もう一度、さっき飯田委員と津田委員からの質問のところ、ちょっと確認なんですけれども、今回出たこの図面等は、最初の計画は事業者のほうは持ってたにしろ、確定ということじゃなしに、表には最初から出てなかったと。それで、先ほど言うのは、6月でしたか、8月でしたかね、の段階でもまだ場所的などころは表に出てなかったと。このたび初めてこの場所が出たと。当局のほうは、この場所の計画を、じゃあいつの段階で把握したんですか。

○飯田委員長 宮本課長。

○宮本農業振興課長 計画自体につきましては、11月の9日の時点で、今回の宍粟市の中でこういう事業ができるのかなという県市事業者との調整がございまして、そのときに一応ルールとしては、ルールごとは決められたなという話になりました。ただ、そのときには、前回の話で言うクリーンセンターさんの回答がいただいております。

りませんでしたので、その時点でも市のほうはゴーサインも何も出しておりません。先ほど質問されたどの点でというと、11月の、ちょっと今控えてなくて申しわけない、20日の週で、これでいけるぞという段階になりましたので、ちょうど今回の補正時期でもございましたので、市としては補正で提案させていただこうかということになりました。ということで、今回11月の後半でこの場所にしたいなということは確認しました。

○田中一郎副委員長 飯田委員。

○飯田委員 そこをどうこうのところなんですけども、要は市の姿勢としては事業費の確定の中でこの予算を計上するけれども、先ほどからずっと宮本課長のほうからありますように、実施、設置自体については、要はどこで決定するにしろ、地元の合意とか、そういうことに対しての、できないと執行ができないという姿勢はそのままなんですか。

○田中一郎副委員長 宮本課長。

○宮本農業振興課長 はい、そのとおりでございます。

○田中一郎副委員長 飯田委員。

○飯田委員 先ほどから聞いてますと、結局この予算、まあまあ補助金が出たり、市から負担金出したりして、その受ける窓口は結局は県からのところが窓口となつるということでいいんですか。

○田中一郎副委員長 宮本課長。

○宮本農業振興課長 県の一般会計ではなくて、県の鳥獣対策室が別で持っている特別会計という形で、特別会計というか、一頭丸ごとジビエ倍増モデル整備計画協議会か何かという形で予算おりているような形になっております。

○飯田委員長 大久保委員。

○大久保委員 そしたら、今、宮本課長がおっしゃられた地元合意というのは、具体的に言うたら何をもって地元合意というんですか。

○飯田委員長 宮本課長。

○宮本農業振興課長 当然、企業誘致的に来られるので、当然その企業が例えば住民に対してとても不快感な施設だったり、あるいは絶対来てほしくないぞという意見が上がりましたら、当然それとしては市としては合意は、同調してそれは正しいということとは言えないので、それについては合意がなかったととるというふうに私は思っております。

○飯田委員長 津田委員。

- 津田委員 これそうしたら、先ほど地元の合意という部分もそうなんですけども、今後市としてね、このジビエの倍増計画、これは私はこの事業って非常に大事ななと思ってるんですね。それを、今後市としてどうかかわっていくか。そこの部分を今後どういうふうを考えられてるのか。例えばこれ今の段階では、地域の住民の理解を得るのに、業者に任せてる状態じゃないですか。実際この事業自体は本当に大事、必要なんじゃないかなと私も考えるんですけども、そこの住民理解を得るために市がどういうふうにかかわろうとしているのか、そこは一切民間の業者に任せているのか、その辺はどう考えられてるんですか。
- 飯田委員長 宮本課長。
- 宮本農業振興課長 その点につきましては、確かにうちのほうも配慮が足りなかったなというところも反省しております、今度の、来週になるんですが、まずは今回説明会が、事前準備説明会というところがあるという通知があった自治会のほうと、一応県、市3者で事のてんまつについては御説明をさせていただきます、この後の説明会なりについては今後調整していこうとは考えております。
- 飯田委員長 津田委員。
- 津田委員 私も事業自体、本当にこれ別にストップをかけたいとかいうわけじゃないんですけども、やっぱり予算として上げてこられる以上、やっぱり最低限ある程度話をまとめて、今は実際ふたをあけたら場所もそんな確定はしてない状況で、地元合意が得られなければ進みません。じゃあそこに対して上げてくる以上、その最低限、市としても補助で出すわけじゃないですか。やっぱりそこを地元の方と、この事業自体はやっぱり市としても進めようとされているのであれば、もうちょっとそこをかかわりを持ってやっていくべきなんじゃないかなというのは思うんですけども、本当に減容処理施設とか加工処理施設、これが地元の人たちが受け入れてもらえるのか、どういう仕組みなのかというのも、やっぱりぼんと出れば、本当にそこで最終的にはこういう施設ができて、先ほど言われた企業誘致的なところで雇用が生まれて、そこで税収が生まれるというのも考えて、しかもこのジビエの、害獣駆除の分も賄いますので、その辺もうちょっと考えると、市はもっともったかかわっていくべきなんじゃないかなというのは常々思いますので、ぜひ今後その辺は慎重に進めていっていただきたいなと思います。
- 飯田委員長 部長。
- 名畑産業部長 津田議員がおっしゃるとおり、やはりこの問題というのは非常に、今すぐ直近に起こった問題ではございません。特に獣害の被害のことにつきまして

は、何年来いろんな取り組み方法等について検討してまいりました。なかなか具体的な施策も示せなかったこともございますし、決定的な、こういった方向でいこうということも示せていないのが現状でございます。

その中で、やはりこういった獣害被害というのは農林業の林にかかわらず、いろんなところに被害が出ているということは誰もが理解しているところでございます。それとあと、有害鳥獣にしる猟期の鳥獣にしる、とったシカとかイノシシが山に埋められている、こういったところも非常に猟友会のほうからも何とか対策してくれといったところがございました。

それと並行しまして、食肉の加工という部分では、その利活用という部分では非常に全国的にもジビエということが一つのブームとかになりまして、これを活用していこうということで、課題と有効活用というところをマッチングした事業ができないかということで、こういったことが国も中心になって起きてきております。その中で、やはりその進め方というところでは、やはり国の補助なり県の補助、市の補助を出してやるわけですので、やはり公共事業といっても違いないと、そういったところではあるんじゃないかなと思っております。

その意味では、やはりかかわり方の部分で、今までこれが本当にこれでよかったのかどうかといったところは、やはり県にちょっとお任せの部分があったし、事業体に企業誘致、企業が進出するときの説明の経緯、こんなところについては事業体の役割みたいところで、市もちょっとかかわりが薄かったのではないかなと考えております。そういった意味で、今からリセットなり新しい方向でやるのであれば、やはりもっとそこのところを強く、強固に持って進めていかないと、市民の理解も得られないし、事業も前に進まないと考えております。このことを本当に教訓としまして、やり方についてはもう一度僕たちで練り直して進めていかんとあかんと思っております。

以上でございます。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 部長から先ほど答弁いただきましたんであれなんですけど、基本的にやっぱり民間の方がこうやって手を挙げられたことに対して、我々ストップかけるんじゃないくて、行政の仕事ってやっぱりそれを進めれるような、手助けをやっぱりやっていくのが一番、そこが僕一番重要だと思うんですよ。こうやって民間の方がじゃあこれやりますよと。こういう形で事業体を進めようとされているところで、やっぱりそこで当然地域の住民の方と企業との間に入って、それがうまく進めれるよ

うな仕組みづくりをするのがあくまでもこの行政の仕事なんじゃないかなというのを常々思いますんで、そこのところだけやっぱり後手後手踏まないようにして進めていただきたいなというのと、ジビエの、個体を今後は全部を持って帰ってきて、そこに対して補助を出すというような仕組みになるんですよね、たしか、これ。

○飯田委員長 宮本課長。

○宮本農業振興課長 そのとおりです。県のほうで処理加工場ができた部分につきましては、全頭搬入ということで、それに対する報奨金も若干、お金をふやすという形をとっておりますので、そのことで多少、奥のほうから来られる方もちょっと不便にはなるんですが、その分搬入補助とかいう形では見れるというふうに思っております。

○田中一郎副委員長 飯田委員。

○飯田委員 今いろいろと津田委員のほうからもありましたけれども、結局、市単独でいろんな事業を考えてきて、なかなかうまくいかなかった部分があるんですよね。その中で、いろんな委員会審査の中でもやはり一番の問題になったのが、地域の方々の理解、それを求めるという部分が一番あったと思うんですよ。それが一番ネックになって事業が今まで進んでこなかった状況にあると思うんで、今回もその辺のところはちょっと甘かったかなという部分があると思うんです。その上、これが市単独じゃなしに国県が絡んでいる事業なだけに、そしてまた宍粟市だけじゃない、淡路も但馬もかんどるというような状況の中で、これをじゃあ宍粟市がだめやというわけにもいかない状況にもあろうと思うんですよ。

そういうところですから、余計にでも市が前面に立って、市民の理解を求められる、私たちがきちっとするんだという意識を持ってやってもらわんと、事業者があって、あるからこの人たちがちゃんとやるだろうというんじゃないしに、市がそれを引っぱって行ってきちっとやらせるという状況をつくっていかんかったら、やっぱりなかなか理解が得られにくいと思うんで、やっぱりその辺はもう、これから部長も先ほど積極的にということもあったんで、それをお願いしておきたいというふうに思うんです。いかがでしょう。

○田中一郎副委員長 名畑部長。

○名畑産業部長 やはりそこところが一番肝だと思います。市の責務、県も市も地元の人とか事業者にしたら同じことなんで、そこところは十分理解して、取り組んでいきたいと考えております。

○飯田委員長 津田委員。

- 津田委員 これ現段階で今四つですかね、出てるんですけど、現段階で今これ地元の合意も得られている場所っていうのはどこかあるんですか。
- 飯田委員長 宮本課長。
- 宮本農業振興課長 四つある事業のうちで三つにつきましてはほぼ現状の、自分が今ジビエの加工をしているところで事業を展開されるんです。その点でいくと、従来とは変わっていないので、特に地元の説明等は必要はないんです。ただ、事業をするという中で、こういうことをしますよということを周辺の住民には説明してあげてくださいねということは伝えております。
- 飯田委員長 西本委員。
- 西本委員 一応住民は理解してるというふうに今聞いて、この事業そのものが今まで待望の事業だとは思いますが、あえて言うんですけど、もし操業しながら問題が発生した、例えばにおいだとか、いろいろな問題が発生する可能性はありますよね。そのときに誰が責任持って対応、市民からのあれを対応する形になるのかな、これ。
- 飯田委員長 宮本課長。
- 宮本農業振興課長 まず、今年の1年間の中で調整している中で、そういうにおいとか音とか、そういう関係のことがあれば、まず市のほうから是正を入れると。是正に対しては対応していただく。なおかつそれでもそのことができなければ、当然その事業の、市が出すというわけではないんですけども、事業として認めていって補助を出しているものなので、それについては最終的には事業の停止ということもありますよということはお伝えしております。
- 飯田委員長 大久保委員。
- 大久保委員 今、課長おっしゃった事業停止という話を、その権限は市が持てますか。その権限として、市に果たしてその権限が持てますかね。
- 飯田委員長 宮本課長。
- 宮本農業振興課長 現実的には縛りはないと思います。ただ、今回の調整の中で、これを県、市、当然国が出して補助をする事業なんで、そこは調整の中で守ってもらうというふうに調整はかけてきております。
- 飯田委員長 大久保委員。
- 大久保委員 でも、現実問題、事業所が事業として進めていったときに、許認可であっても一旦与えてしまうと、もうそこに対してのストップかける権限というのは発生せんと思うんですけどね。

○飯田委員長 宮本課長。

○宮本農業振興課長 その点につきましても、今回の1年間のずっと調整の中で、大久保議員が言うように、当然、事業の実施体としては営利目的でもあるんで、そう簡単にはやめれないというのは当然言われておられました。ただ、これは言い方が変なんですけども、たとえ民がやったとしても、行政が入った事業なんで、それについては一定理解をしていただくという話で今は終わっております。

○飯田委員長 西本委員。

○西本委員 例えば、猟友会との調整はできてるという話なんですよね。だから、物体を運んでくるという段階で、さっき三つの業者はそれにかかわってるから問題ないということを言いましたよね。その運ぶ過程でいろんな、例えば問題が発生する場合もありますよね。住民に対してちょっとやめてくれという問題も発生しますよね。それを本当に抑えられるのは市が、それは権利としてはあるのかな、それ。

○飯田委員長 宮本課長。

○宮本農業振興課長 現実的には市には権利はないと思います。ただ、事業を実施する中で、先ほど言われた3事業体につきましても、今回の大きい大黒天についてもなんですが、言われるように、持ってくる段階で、例えば裸の状態で軽トラに積んでこられたりするようなことは当然どの市民が見たって嫌なことなんで、そういうことは当然避けてくださいということも猟友会の調整の中でお願いしていることでありますし、その辺の一定のところではルールを守ってくださいと。なおかつ、今、議員が言われるように、それでも問題があったらどうするんかということにつきましては、うちとしてはさらにもうお願いをしていくしかないというふうに思っております。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 例えば、裸でというわけですけど、どうやって持ってこさせようとされているんですかね。その個体を。

○飯田委員長 宮本課長。

○宮本農業振興課長 まず、簡易なことで言いますと、軽トラの上のところにブルーシートをかぶせてもらう、あるいは、一定事業者さんの努力のほうで保冷庫というか、保冷車といいますか、軽四とかのやつで、場合によってはとりにいきますよというような調整はさせてもらっております。

○田中一郎副委員長 飯田委員。

○飯田委員 5月の段階で出されておった、まあ言うたらでいあーずとかグリーンキ

ーパーのところでの補助金申請の中に保冷車というのがあったんですけども、今回この辺にはそれが見えてないんですけども、要はそういう保冷車で運ぶという規定というんか、そういうようなことについては話し合いの中ではできてないんですか。

○飯田委員長 宮本課長。

○宮本農業振興課長 おっしゃるとおり、最初のころ3事業体についても保冷車を計上されておったんですが、その中でどうしても大黒天さんの中の減容化施設のほうにどうしても支援をしていかなければ、次の残渣の関係にしてもちょっと問題があるなということで、どちらかという兵庫県3事業地区に対しての国庫補助が当たるもので、お金のとり合いではないんですけども、満額その施設にお金が当たってない状況だったので、そこで、3事業体についてはちょっと自分たちが辛抱できるものは辛抱しましょうということで、保冷車のほうは諦めておられました。そのかわり、従前で持っているやつで搬送したりするとか、あと軽トラに積んでブルーシートをかけて見えないようにするよという対策でいこうという話になっております。

○飯田委員長 いかがですか。ほかに何か。

津田委員。

○津田委員 これそしたら、最後のこの1施設との住民の説明会のめどというのは、それも何か準備とかされてるんですか。今の段階では。

○飯田委員長 宮本課長。

○宮本農業振興課長 先ほど御説明させてもらった、今回事前準備説明会という案内があった地域に対して、まずうちと県のほうで事のてんまつを説明させていただいた後に、今後どういうふうに説明をするのかというふうに、これから先ちょっと決めることになっております。ただ、提案しておるほうが申しわけないですが、スケジュール的には本当にタイトなので、これは時間をあけずに進めていきたいと思っております。

○田中一郎副委員長 飯田委員。

○飯田委員 先ほどからありますように、事後の管理についての市の責任というんか、その部分についてさっきも言ったんですけども、やはりその辺を明確に、県にしてくださいんですけども、して、要は行政的にどれだけの責任を持っていくんかということについて、やはり一般の市民の方はかなり関心を持っておられると思うんです。事業者だけにそれがあるんじゃないしに、やっぱり市や県や、そこがきっちり責任を持って管理を見ていくということを示していかないと、やはりなかなか信用が得られないという部分があるろうかと思うんで、その辺についてはしっかりしたものを打ち出

せるように準備して、そういう説明会とかに臨んでいただきたいなと思うんです。
よろしくをお願いします。

○田中一郎副委員長 宮本課長。

○宮本農業振興課長 今さらというわけではないんですが、その辺は十分承知したという形でちょっと事務を進めていきたいと思っております。

○飯田委員長 ほかに。

西本委員。

○西本委員 この四つの処理場は同時にスタートするんですか。

○飯田委員長 宮本課長。

○宮本農業振興課長 同時にスタートする形には現状では正直なりません。というのが、やはり大きいところの施設のほうが若干工期的にもかかりまして、あとの3事業体につきましてはほぼ備品の購入になっておる関係で、保冷库とか鉄のセンサーとかいう、ちょっと鉄砲の弾が入ってないかとかいうような感じなので、どちらかというと同時にではなくて若干ずれる形になろうかと思えます。

ただ、事業が、3地区の中の宍粟地区という形になるので、完了したところから完了検査なりする形となると思うんで、できたところから稼働はしていきたいとは思っておりますけども、今のところでは同時スタートは難しいと考えております。

○飯田委員長 津田委員。

○津田委員 この大黒天物産、シカ肉のペットフードとかって言ってましたけど、大黒天物産はそのまま自分のところでそれを加工して、自社で売っていこうという流れで考えられてるんですかね。

○飯田委員長 宮本課長。

○宮本農業振興課長 一応大黒天物産、現状でも実績がございまして、その辺で、ペットフードについては大黒天物産を通じて販売していこうという流れになっています。ただ、宍粟市は既存の施設、3事業体さんが、一宮では前田さんところのグリーンキーパーさんはペットフードつくられておられましたし、あとの安田さん、柴原さんにつきましても、食肉用とされておりますので、そこを大黒天物産の販路の大きいところを牽引していただいて、表へ出していけたらなどは考えております。

○飯田委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 特にないようでしたら、この117号議案について審査を終了したいと思えます。

とりあえずここで分科会のほうを休憩させていただきます。

午後 1時58分休憩

午後 3時50分再開

○飯田委員長 御苦労さんです。ちょっと前段遅くなりまして申しわけなかったです。第17回の総務経済常任委員会、建設部の審査に入りたいと思います。

大分12月になって寒うなってくるはずが、寒うならんという状況が続いてるんですけども、先ほどから何遍も言うんですけども、ほんまにこの週末にはちょっと雪だるまが天気予報についておるような状況で、どうなるかなというふうに思ってるんですけども、健康に気をつけながら頑張っていたきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、まず、予算決算常任委員会の建設部に係る付託案件の審査から始めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、部長、お願いします。

○花井建設部長 それでは、まず予算決算分科会のほうの117号議案から順番に担当のほうから説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○飯田委員長 お願いします。

寺田次長。

○寺田建設部次長 失礼します。それでは、資料の1ページをお願いします。

第117号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の建設部に係るものがございます。

（1）としまして、歳入歳出予算の補正でございます。2ページの12月補正資料をごらんください。

最初に、歳入でございます。国庫支出金、災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金でございます。補正額1億6,548万2,000円の増額でございます。7月豪雨災害に伴う災害復旧事業が増額となったことによります。

国庫支出金、土木費国庫補助金についてで、社会資本整備総合交付金の簡易耐震診断推進事業に係るもので、補正額6万9,000円です。耐震診断件数が増加したことによるものです。

同じく交付金で、危険ブロック塀等撤去支援事業に係るもので、補正額100万円の皆増でございます。撤去支援の制度が創設されたことによるものです。

同じく交付金の防災安全に係るものです。補正額1,595万9,000円の減額ござい

ます。これは交付金の交付額が決定したことによります。

次に、同じく交付金の公営住宅整備事業に係るもので、補正額2,298万1,000円の増額でございます。市営中山台団地建てかえ事業に係る交付金の交付額が決定したことによります。

次に、国庫支出金、災害復旧費国庫補助金の河川等災害関連事業補助金でございます。補正額4,100万円の皆増でございます。これは7月豪雨災害に伴う平瀬橋に係る補助金を追加するものでございます。

次に、県支出金、土木費県補助金の簡易耐震診断推進事業補助金でございます。補正額3万4,000円の増額です。これは診断件数が増加したことによります。

同じく土木費県補助金の危険ブロック塀等撤去支援事業の補助金です。50万円の皆増でございます。これも支援制度が創設されたことによります。

次に、市債の土木債です。過疎対策事業債、道路橋梁整備事業に係るもので、補正額700万円の減額でございます。これは交付金の交付額が決定し、減額となったことによります。

同じく過疎対策事業債の除雪車購入事業に係るものです。補正額230万円の減額でございます。これは除雪車購入費が減額となったことによります。

次に、公営住宅整備事業債です。補正額2,290万円の減額でございます。これは市営中山台団地建てかえ事業に係るもので、交付金の交付額が増額となったことにより起債を減額するものです。

次に、市債の災害復旧事業債です。公共土木施設災害復旧事業債について、補正額1億9,060万円を増額するものです。7月豪雨災害の事業費が増額となったことによります。

次に、歳出です。衛生費、地域生活排水施設費のシステム改修業務委託料について、補正額64万円の増額でございます。これは激変緩和助成期間の延長に伴うシステム改修業務委託料を追加するものでございます。

同じく地域生活排水施設費の企業会計システム導入業務委託料でございます。補正額189万7,000円の皆減でございます。これは平成31年度の完了に向けまして、下水道事業特別会計において一括して債務負担行為を設定することによります。

次に、農林水産業費、農地費でございます。農業集落排水事業特別会計繰出金について、補正額41万3,000円の増額でございます。これは激変緩和助成期間の延長に係る委託料の追加及び資本費平準化債の利率見直し等によります。

次に、土木費の土木総務費について、簡易耐震診断推進事業診断業務委託料で

ございます。補正額15万5,000円の増額です。耐震診断の件数が増加したことにより
ます。

同じく土木総務費の危険ブロック塀等撤去支援事業補助金でございます。補正額
200万円の増額です。これは支援制度が創設されたことによります。10件の申請を
見込んでおります。

次に、土木費の道路維持費について、備品購入費でございます。補正額222万
9,000円の減額。これは除雪車購入に伴う入札差金が生じたことによります。

次に、土木費、道路橋梁維持費でございます。橋梁修繕実施設計業務委託料につ
いて、補正額1,500万円の皆減でございます。これは交付金の交付額が決定し、減
額したことによります。

同じく橋梁維持費で、橋梁修繕工事費について、補正額400万円の減額です。こ
れも交付額が決定し、減額となったことによります。

次に、土木費の下水道費です。下水道事業特別会計繰出金につきまして、補正額
9万6,000円の増額でございます。これは、理由としましては、激変緩和助成期間
の延長に伴う委託料の追加、及び資本費平準化債の利率見直し等のためございま
す。

次に、土木費、住宅管理費です。施設修繕料につきまして、補正額523万6,000円
の増額です。退去に伴う修繕及び住宅施設の修繕箇所が増加したことによります。

次に、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の測量業務等委託料について、補正
額1億660万円の増額でございます。7月豪雨災害に伴う災害復旧事業の増加によ
ります。

同じく、災害復旧費で災害復旧工事費、本工事費につきまして、補正額2億
9,050万円の増額でございます。7月豪雨災害に伴う災害復旧事業の増加のため
でございます。

次、4ページのほうに主要事業補正予算説明書ということで、橋梁長寿命化事業
について添付をさせていただいております。真ん中のところの事業内容、補正の内
容でございます。橋梁点検、設計業務、橋梁修繕を予定しておりました。交付金の
減額に伴いまして、設計業務を3橋からゼロ橋に、それから橋梁修繕を3橋から河
東大橋のみの1橋に変更しております。

1ページに戻っていただきまして、次に、(2)繰越明許費の補正でございます。
変更です。予算書はページ5ページになります。

事業としましては、公共土木施設災害復旧事業について、補正前5億3,390万円、

補正後 8 億 6,400 万円、補正額 3 億 3,010 万円の増額でございます。理由としましては、平成 30 年 7 月豪雨による災害復旧事業が増加したことによります。

続きまして、(3) 債務負担行為の補正です。これは追加でございます。予算書のほうは同じく 5 ページになります。

コミュニティプラント施設維持管理業務委託につきまして、期間、平成 31 年度から平成 33 年度まで。限度額 1 億 7,240 万円。平成 31 年度から平成 33 年度までの 3 年間の維持管理業務を平成 31 年 2 月に発注する必要があることから、負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、117 号議案に係る追加資料、別冊で提出させていただいております。こちらのほう続けて説明をさせていただきたいと思っております。

御請求のあった資料につきましてまとめさせていただいております。目次をごらんいただきたいと思っております。2 件ございまして、宍粟市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱、それと公共土木施設災害箇所一覧表となっております。担当のほうから説明させていただきます。

○飯田委員長 田中課長。

○田中都市整備課長 それでは、宍粟市危険ブロック塀の撤去支援事業の説明をさせていただきます。

平成 30 年の 6 月 18 日に発生した大阪北部大震災でブロック塀が倒れまして死亡事故が発生したことにより創設した事業であります。

補助金交付要綱で説明します。2 ページをお願いいたします。

補助事業等の目的。市内に所在する危険なブロック塀等及びれんが、石造の組積造の所有者がその全部または一部を撤去する工事に対して補助金を交付することにより、地震等の自然災害や老朽化に伴うブロック塀の倒壊による被害の軽減を図り、もって道路通行者の安全確保に資する。

そして、次に補助事業等の対象なんですけれども、(1) 市内の個人住宅、空き家は含めます。工場、マンション等は対象外となります。(2) 一般通行の用に供する道に面しているものであること。不特定の方が通行する道となっております。

(3) 高さが 80 センチ以上であること。

(4) ブロック塀等の構造に応じて次に掲げる基準に適合しない項目があること。これにつきましては、建築基準法の規定に適合していないものが対象となります。項目と基準と、順次読ませさせていただきます。1 番、塀の高さ。地盤から 2.2 メートル以下である。② 塀の厚さ。高さが 2 メートルを超える塀で 15 センチ以上であるこ

と。高さ2メートル以下の塀で10センチ以上である。③控壁、壁の高さが1.2メートル以上の場合。塀の長さ3.4メートル以下ごとに塀の高さの5分の1以上突出した控壁がある。高さ、例えばなんですけども、高さが2メートルあれば、5分の1なんで40センチの控壁が3.4メートルごとに必要となります。4番、基礎。コンクリートの基礎がある。⑤傾き、ひび割れ等。塀に傾きやひび割れがない。人の力でぐらつかない。⑥鉄筋。次のページなんですけども、3ページの下のところなんですけども、直径9ミリ以上の鉄筋が配筋されていること。⑦基礎、塀の高さが1.2メートルを超える場合。基礎の丈が35センチ以上、根入れが30センチ以上である。

次に、イの組積造の塀ということなんですけども、代表的なものがれんがの壁となります。項目、基準と順次読ませていただきます。①塀の高さ。地盤から1.2メートル以下である。②塀の厚さ。各部分の厚さがその部分から壁頂まで垂直距離の10分の1にある。これについては、高さが1メートルであれば10センチ以上が必要です。③控壁。塀の長さ4メートル以下ごとに塀の厚さの1.5倍以上突出した控壁がある、または壁の厚さが②の必要寸法の1.5倍以上ある。これにつきましては、塀の長さが4メートルであれば60センチの控壁が必要で、後者のほうについては、高さが1メートルであれば15センチの控壁が必要となります。④基礎。コンクリートの基礎がある。⑤傾き、ひび割れ等。塀に傾きやひび割れがない。人の力でぐらつかない。⑥基礎。根入れの深さが20センチ以上ある。

次に、ウのその他の塀、万年塀というんですけども、二次製品のプレキャスト製の塀のことです。①傾き、ひび割れ等。塀に傾きやひび割れがない。人の力でぐらつかない。

次の補助事業等の内容及び補助対象経費なんですけども、対象ブロック塀の撤去工事に要する費用で市長が認めたもの。

次の補助率または補助金額。上限を20万円とし、補助対象経費の3分の2以内で市長が必要と認めた額。ただし、1,000円単位の端数は切り捨てる。例えばですと、30万円の工事費としますと、個人負担額が3分の1の10万円となります。あとの3分の2が補助上限の20万円の補助となりまして、国費が3分の1で10万円、県費が6分の1の5万円、市費が6分の1の5万円となります。

次のその他の事項。撤去工事は請負工事であること。1番。②対象ブロック塀の一部を撤去する工事に当たっては撤去しない部分の安全性が確認できること。ただし、建築基準法第42条第2項に規定する道路に面している対象ブロック塀については、その全部を道路の地盤面まで撤去する工事に限る。この42条の2項については、

4メートル未満の2項道路のことで、今後新築をする場合に道路の中心から2メートルセットバックする必要があります。そのため全部撤去することとなります。

4ページにつきましては、申請等の仕方なので省略させていただきます。

以上です。

○飯田委員長 ありがとうございます。

とりあえず、この部分について何か質問ございましたら。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 よろしいですか。きっちり定めてあるのでいいと思います。

あと、箇所一覧については、参考資料ということで見ていただくということをお願いしたいと思います。

この117号補正予算について何か質問ございましたらお願いします。

東委員。

○東委員 1点だけちょっと教えてもらいたいんですけども、今日の資料の4ページ、4ページの資料の橋梁のところですが、これ交付金がいわゆる少なかったのが工事請負を減らした、単純に。それだけのこと。本当はもうちょっと金額を増して委託したかったんですけども、交付額が減ったから委託料を減らした、単純にそれだけのことなのかな。

○飯田委員長 谷口課長。

○谷口建設課長 失礼します。先ほどの御質問ですけれども、交付金が下がった、下がった分事業費を落としたということになりますが、一方、どうしても災害復旧で、ある期間はそちらに集中してやったということで、今から実施すれば年度内の完了が見込めないということで、来年度新たに予算措置を行って、引き続き長寿命化に向けて行っていきたいと思っております。

以上です。

○飯田委員長 東委員。

○東委員 とりあえず今回はそういうことでちょっと点検料減らしたけども、これはこれで終わるんじゃないかと、また点検は点検で続けていくという捉え方でいいということやね。そういうことやね。

○飯田委員長 谷口課長。

○谷口建設課長 橋梁の点検については予定どおり実施しております。ただ、修繕工事の分ですね、これにつきましては来年度、これからまた新年度予算上げるんですけど、来年度は宇原橋というものを計画しております。あれも比較的橋長が長くて、

事業費もかさむんですが、それについては詳細設計が前年度に終わっておりますので、平成31年度の事業自体には特に問題がないということで、今回3橋からゼロ橋にした詳細設計につきましては来年度設計を行って、再来年度以降の工事というふうな形で進めたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 大久保委員。

○大久保委員 今の東委員さんの話の続きなんですけれども、もともと橋梁の長寿命化というのは将来見越して、今工事をしたほうが全体的なコストは下がるという説明のもとで行われてきて、そして今回は災害があって、その災害のほうに人もかなりとられると。お金もとられる。それで、この長寿命化の工事、修繕ですかね、それを、設計業務は3橋がゼロになって、橋梁の修繕が3橋が1橋、でもそれによって、本来すべきことが少し先送りになるんだけど、全体としては橋梁の長寿命化の中ではクリアできるという理解でよろしいんですか。それとも、幾分かの影響はあろうかと思うが、そういうふうにならざるを得なんだという理解になるんですかね。どちらの解釈なんですか。

○飯田委員長 谷口課長。

○谷口建設課長 長寿命化というのは最終的には修繕工事をいつ行うのかということになると思うんですけれども、修繕計画上、去年と今年にかけて河東大橋、主なものはそれを行うと。それで来年度は宇原橋ということで、修繕の計画としては変更ございません。どうしても設計は1年、2年前に行って、ある程度プールを持っておくというんですかね、そういうようなことをやっておりますので、全体的な修繕の年度の変更はありませんが、予算としましては、どうしても来年度、プラス今年度なくなった分を置いてしまうので、予算の均等化というところでは確かに委託料が、今回落とした分は来年度上乘せというような形にはなりません。

以上です。

○田中一郎副委員長 飯田委員。

○飯田委員 ちょっとだけ確認したいんですけれども、ここで設計業務のところでは3橋、樁下橋ほかとなってますが、この樁下橋というのは災害でなくなった橋で、こっちのほうは災害復旧のほうに回っておるという意味でのなくなったと理解していいんですか。

○田中一郎副委員長 谷口課長。

○谷口建設課長 当初予算のときには樁下橋と、あと一宮町の安黒になるんですけど

も、安栄橋というものがございます。あと一宮町の百千家満ですか、砂出河原橋という3橋の設計を計画しておったんですけども、今言われるように、樁下橋については流れてしまったということで、設計自体は行っておりません。ただ、今回災害のほうで新たに、新しい橋ということになりますので、設計というのは今後少しの間は出てこないということになります。

以上です。

○飯田委員長 わかりました。

ほかに何か。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 ないようでしたら、続きまして、第118号議案、お願いしたい。

寺田次長。

○寺田建設部次長 それでは、資料の5ページをお願いします。

第118号議案、平成30年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

(1) 歳入歳出予算の補正でございます。6ページの補正資料のほうをごらんいただきたいと思います。

歳入です。繰入金の一般会計繰入金につきまして、補正額88万6,000円の増額でございます。理由としましては、激変緩和助成期間の延長に伴うシステム改修業務委託料の追加及び資本費平準化債の利率見直し等のためでございます。

同じく一般会計繰入金の下水道施設整備事業繰入金についても、補正額79万円の減額をするものです。これは時間外手当の見直し等によります。

次に、市債、下水道事業債です。公共下水道事業債につきまして、補正額180万円の減額でございます。下水道事業法適化事業に係る企業会計システム導入業務委託料の皆減のためでございます。

同じく市債の特定環境保全公共下水道事業債です。補正額280万円の減額です。これも先ほどと一緒にございます。下水道事業法適化に係る委託料の皆減によるものです。

次に、歳出です。下水道費、下水道管理費について、システム改修業務委託料を補正額108万円の増額でございます。理由としましては、激変緩和助成期間を延長することに伴う委託料の皆増でございます。

同じく下水道管理費の企業会計システム導入業務委託料です。補正額471万円の減額でございます。これについては、下水道事業法適化事業に係る企業会計システ

ム導入業務委託料の皆減で、平成31年度の完了に向け、債務負担行為を設定することによります。

次に、公債費の元金と利子でございます。補正額、それぞれ元金が57万9,000円の増額、利子が16万3,000円の減額でございます。理由としましては、資本費平準化債の利率見直しによるものでございます。

5ページに戻っていただきまして、(2)債務負担行為の補正、追加でございます。予算書は4ページになります。

下水道施設維持管理業務委託につきまして、期間、平成31年度から平成33年度まで。限度額2億2,430万円。平成31年度から平成33年度までの3年間の維持管理業務を平成31年2月に発注する必要があることから、債務負担行為のほうを追加をさせていただきます。

次に、企業会計システム導入業務委託。期間は平成31年度。限度額1,200万円。理由としまして、平成32年度予算要求から運用する会計システムの構築業務を平成31年1月に発注する必要があることによるものでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 118号議案についての説明が終わりました。何か御質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 ないようでしたら、続きまして、119号議案についてお願いいたします。

寺田次長。

○寺田建設部次長 資料のほう7ページになります。

第119号議案、平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

(1)としまして、歳入歳出予算の補正です。8ページの補正資料のほうをお願いいたします。

歳入につきまして、繰入金、一般会計繰入金につきまして、補正額41万3,000円の増額でございます。理由としましては、激変緩和助成期間の延長に伴う委託料の追加及び資本費平準化債の利率見直し等によるものでございます。

次に、市債の農業集落排水事業債でございます。補正額160万円の減額。理由としましては、下水道事業法適化事業に係る企業会計システム導入業務委託料の皆減によるものです。

次に、歳出です。農業集落排水事業排水施設管理費のシステム改修業務委託料に

ついて、補正額28万円の皆増でございます。理由としましては、激変緩和助成期間の延長に伴う委託料の皆増でございます。

同じく排水施設管理費の企業会計システム導入業務委託料について、補正額163万6,000円の皆減でございます。理由としましては、平成31年度の完了に向けまして、下水道事業特別会計において一括して債務負担行為を設定することによります。

次に、公債費の元金と利子でございます。補正額、元金を25万6,000円の増額、利子を9万7,000円の減額でございます。理由は、資本費平準化債の利率見直しによります。

7ページに戻っていただきまして、(2)債務負担行為の補正でございます。追加です。予算書は4ページになります。

農業集落排水施設維持管理業務委託につきまして、期間、平成31年度から平成33年度まで。限度額2億2,820万円。平成31年度から平成33年度までの3年間の維持管理業務を平成31年2月に発注する必要があることから、追加をお願いするものがございます。

以上です。

○飯田委員長 119号議案についての説明は終わりました。何か御質問ございましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 続きまして、第120号議案について説明をお願いします。

寺田次長。

○寺田建設部次長 資料は最後のページ、9ページになります。

第120号議案、平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

(1)債務負担行為の補正。追加に係るものです。予算書は1ページになります。

2件ございます。システム改修業務委託(新元号対応)に係るものです。期間は平成31年度。限度額140万円。理由としまして、平成31年度まで継続して実施する必要があることによります。

2番目としまして、企業会計システム更新業務委託。期間は平成31年度。限度額100万円でございます。理由は、平成32年度予算要求から運用する会計システムの改修業務を平成31年1月に発注する必要があることによるものがございます。

以上でございます。

○飯田委員長 以上で説明は終わりました。これについて何か質問ありましたら願

いします。

東委員。

○東委員 ちょっとわからないんで教えてほしいんですけども、さっきの9ページの120号議案の、これは債務負担行為の補正をしないとだめなもんかいね。単純補正とか、そんなのではだめなんかいな。ちょっとわからんので教えてください。

○飯田委員長 太中次長。

○太中建設部次長兼水道管理課長 これにつきましては、平成30年度の後半から31年度にかけて継続して実施する必要があるため、債務負担行為の追加をお願いするものなんです。

以上です。

○飯田委員長 ほかに何か。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 ないようでしたら、これで総務経済分科会のほうを休憩させていただきたいと思います。

午後 4時25分休憩

午後 4時59分再開

○飯田委員長 再開します。では、まず分科会のほうから始めたいと思います。

それでは、予算決算常任委員会総務経済分科会の付託案件の採決から入りたいと思います。

第117号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)の関係部分ですけども、今日いろんな、一番議論のあったところやと思うんです。これについてまず自由討議をお願いします。

津田委員。

○津田委員 117号で気になっているところでジビエ倍増のところ、住民の、一応計画は出てますけど、住民の賛同を得られないと進めない、附帯決議、そういう形でぜひ進めてもらいたいなど。このまま執行というんでなくてせめてそこだけは十分留意していただきたいなどというのは強く出していきいたいと思います。

○飯田委員長 ほか何かありませんか。どういう形でそこを担保していくかということやね。

事務局、これに附帯決議なんてつけられるんですか。

○事務局 附帯決議ありきでの採決だけはできませんので、とりあえず採決はしてい

ただいて、あとは決議は決議としてなればいかなど。決議までを議会の意思としてつけるのであれば、そうですし、委員長報告での意見とするか、そのあたりは。採決とはまた別でそれはお願いしたいと思います。

○飯田委員長 それはおいておいて、そのことに対するほかの意見があれば。

確かに今回いろんな意味で、当局のほうも自分たちがもう一つこうできてなかった部分を反省に立って、住民理解のないものについては進めない、進めさせないという形の発言があったと思うんで、それについての何らかの、我々としてもそれに対する意見として何かあったほうがええんかなとは思いますが。

○津田委員 やろうとしてることはすごいいいことだと思いますので、ぜひその、住民の中でもめないようにだけ、ぜひ。

○飯田委員長 ほかに何か意見ありますか。

○西本委員 市民の理解を得られるような事業に。

○飯田委員長 それでは、討論はよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 それでは、第117号議案についての採決を行いたいと思います。

平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)の関係部分について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○飯田委員長 全員賛成ということですか。

では、先ほどいろいろあったものを整理させていただきます。

続きまして、建設部関係です。第118号議案、平成30年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、自由討議をお願いします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 では、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 では、118号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○飯田委員長 6名全員賛成です。

次、建設部関係です。第119号議案、平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、自由討議何か。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 それでは、第119号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○飯田委員長 全員賛成です。

続きまして、これも建設部です。第120号議案、平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第2号)についてです。これについて自由討議はありますか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○飯田委員長 それでは、第120号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○飯田委員長 全員賛成です。

これで総務経済分科会につきましては終わります。

(午後 5時05分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会予算決算常任委員会総務経済分科会 委員長 飯 田 吉 則